

第134回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成31年3月18日（月）13:30～16:25

2 場 所 都道府県会館 101大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、
厚生労働省大臣官房審議官、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査
統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統
計局統計調査部長、東京都総務局統計部人口統計課長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官
統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、阿南次長
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、澤村統計審査官

4 議 事

- （1）諮問第122号の答申「民間給与実態統計調査の変更について」
- （2）諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」
- （3）諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- （4）毎月勤労統計調査について

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第134回統計委員会を開催いたします。

本日は、国会から統計委員会の委員長代理として出席を求められている北村委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。本日は答申が1件、諮問が2件です。まず、（1）諮問第122号の

答申「民間給与実態統計調査の変更について」が資料1-1から1-3まで、(2) 諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」が資料2-1から2-3まで、(3) 諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」が資料3-1及び3-2、(4)「毎月勤労統計調査について」が資料4-1から4-4までです。

議事と資料の確認は以上です。

○西村委員長 ただ今、事務局から説明があったとおり、本日は通常の諮問審議のほかに毎月勤労統計調査の事案に関する報告があります。本日は、このような議事にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りは、ここまでといたします。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。諮問第122号の答申「民間給与実態統計調査の変更について」の答申案についてです。白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、民間給与実態統計調査の変更の答申案について御報告いたします。本調査の変更につきましては、1月の統計委員会に諮問された後、2月13日の部会において諮問事項について審議し、答申案の方向性の確認まで終えることができました。その後、出席委員と答申案の文案について調整を行い、書面審議による議決を経て答申案を取りまとめました。答申案の方向性については、先月の統計委員会において御報告しておりますので、本日は答申案の今後の課題を中心に簡潔に御報告させていただきます。

それでは、資料1-1を御覧ください。今回の調査計画の変更に係る全体の評価につきましては、1ページ目の1、本調査計画の変更の(1)承認の適否のとおり、変更を承認して差し支えないと整理いたしました。今回の変更申請は、報告義務者である調査対象源泉徴収義務者が選定する調査対象給与所得者の層別抽出率の一部を引き下げ、調査対象者の数の縮減を図るというものでございます。これについては、財務省の行政手続コスト削減のための基本計画も踏まえ、調査対象源泉徴収義務者の記入負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と整理いたしました。ただし、抽出率に重点を置いた本調査の標本設計については、本来、利活用目的を踏まえた目標精度を設定した上で、その達成に必要な標本数を確保するための抽出率を定めるべき、つまり、議論が逆になっていたという視点でございます。

これについて抜本的な見直しに向けて今後検討すべきであることを指摘しております。部会審議では、この変更事項に加えまして、統計調査の横断的な課題や平成27年3月に示された未諮問基幹統計における検討課題等の対応状況についても幅広く審議をいたしました。この審議結果については、今回の答申案において今後の課題としても指摘し、いずれも2020年予定の次回調査の企画時期までに検討するよう求めております。まず、答申案の2ページの統計調査の横断的課題の1つであるイ、○労働者区分の妥当性についてです。本調査では、給与所得者の職務を把握する選択肢の1つをパートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者としています。これについては直ちに労働者区分等に関するガイドラインを適用した場合、時系列の結果に影響が生ずる可能性も否定できないことから、現在の区分のまま実施することはやむを得ないと現時点ではしたものの、他統計との比較可能性の向上などの観点から、ガイドラインの適用に向け、速やかに検討を開始すべきと指摘

しております。

次に、未諮問基幹統計における検討課題への対応状況について御報告いたします。1つ目は2ページ目の2(1)を御覧ください。本調査の結果表章については、事業者規模区分のうち、10人未満の層を細分化してはいますが、調査結果の利活用ニーズを勘案し、年収1,000万円以上の給与階級区分の細分化に加え、正規、非正規の雇用別や男女別などの集計事項の充実についても検討をすべきとしております。なお、本調査においては、類似する統計調査の正規、非正規別の労働者割合と差異が生じているとの指摘もあることから、源泉徴収義務者に委ねられている給与所得者の抽出に関する実態把握や類似統計調査との差異に関して検証し、改善を検討することも併せて指摘しております。

次に3ページ目の(3)を御覧ください。本調査の調査票においては、一部プレプリントも実施しておりますけれども、報告者負担軽減の観点からオンライン調査の更なる推進と併せて本調査結果の直接的な活用を含め、KSK(国税総合管理)システムに蓄積される情報の活用などによる報告者負担の軽減方を検討すべきとしております。

最後になりますけれども、部会では3ページ目の3、回収率の向上方策についても審議いたしました。本調査の回収率は平均約75%ですけれども、約2割の無回答票が発生している状況です。これについては結果利用にも影響を及ぼしかねないことから、国税庁が保有するデータを活用するなどして無回答票による偏りが生じているかを検証し、偏りが生じていると認められた場合には対応方を検討すべきと指摘しております。

答申案の概要の説明は以上です。

最後に民間給与実態統計調査における調査対象は、源泉徴収義務者となる事業所、企業であり、他の統計調査における事業所、企業とは調査対象の範囲が異なることから、他の統計調査結果との比較やデータ移送等を行うには現時点では難しいかもしれないということがあるのですけれども、将来的にはこれらの関係を整理して本調査と他の統計調査との比較可能性が向上すれば、ユーザーにとってもかなりのメリットがあるものと考えられます。このことを期待しまして、私の答申案の報告とさせていただきます。説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。ただ今の御報告にもありましたが、今回の変更計画は報告者の記入負担軽減に配慮するということが主要な大きなものとなっておりますので、これは評価したいと思います。一方で、今後の課題でも指摘されているように、本調査に必要な精度、つまり、必要精度を設定した上で標本設計をすることが必要と考えますので、標本設計の見直しを含めてしっかりと本調査結果の分析・検証を行っていただくようお願いしたいと思います。

また、この時点でも、先ほど御説明がありましたように、ほかの統計調査との比較の可能性、それから、データの移送等を行うことについても非常に重要な点ですので、今後、前向きに検討していただきたいと思っております。なかなか大変なことだと思いますが、統計改革では、これは絶対にやらなければいけないこととなりますので、なかなか大きな壁があるのですけれども、大分壁にもたくさんのアリ穴があいているようになってきましたので、アリ穴を使って広げて新しい改革の方に進めていきたいというふうにお願いします。今後

の点を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。民間給与実態統計調査の変更について、本委員会の答申は資料1-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 総務省政策統括官付、澤村でございます。

それでは、今回の諮問はお手元の資料2-2のとおり、賃金構造基本統計調査の調査計画につきまして、厚生労働省から統計法第11条第1項に基づく変更承認申請がありましたので、その適否の判断に当たりまして本委員会の御意見を伺うものでございます。では、現行計画の概要及び変更内容の概要につきまして、資料2-1の概要資料に基づき説明させていただきます。2-1、表紙をおめくりいただきまして現行計画の概要から説明させていただきます。この基幹統計調査は、調査の目的、調査の沿革欄にもございますように、主要産業に雇用されている労働者につきまして、雇用就業形態であるとか、職種、性別、年齢、学歴、また、勤続年数等の雇用の実態を明らかにいたしまして、各種労働行政の基礎資料として活用することを目的に、昭和23年、1948年に個人別賃金調査として開始され、昭和39年、1964年に現在の名称に変更された後、調査対象事業所の規模基準でありますとか、調査事項の一部見直し等を実施しつつ、今日に至っております。

なお、平成21年4月の新統計法全面施行後におきましては、平成23年8月の東日本大震災に対応した調査対象地域の除外、また、平成29年11月の法人番号の導入等の変更を行っておりますが、いずれも本委員会が軽微な事項と認めるものに該当していたため、本格的な変更の諮問審議は行われておりません。このような状況から、平成28年におきまして、未諮問基幹統計の確認審議の対象とされ、その際、様々な指摘が行われているところでございます。

調査の方でございますが、調査は事業所母集団データベースから都道府県、産業、事業所の規模別に無作為抽出されました約8万事業所と当該事業所に雇用される労働者から抽出される約170万人を対象に、調査票及び調査事項欄にございますような詳細な報告を毎年求めることとなっております。また、調査は6月30日現在で厚生労働省の地方組織、都道府県労働局及び傘下の労働基準監督署を経由して実施されております。なお、本調査につきましては、1月30日の第131回統計委員会におきまして、ただ今御説明させていただいた調査計画と実際の調査内容に一部相違が生じていることが報告されているところでございます。

では、次のスライド2、調査結果の利活用状況でございます。本調査の結果につきましては、最低賃金の改定の際の目安資料の1つとして利用されているほか、過去3か月間の

平均賃金から算出されます労災保険の休業給付を定めるに当たっての基礎日額の上限、下限の設定にこの調査結果の従業員数が利用されるなど行政政策上の活用が行われているほか、企業等においても賃金決定の際の基礎資料として活用されているところでございます。

次のスライド3以下では、調査実施者から今般申請がありました調査計画の変更の概要を整理してございます。まず、調査対象の属性的範囲に関する除外対象業種の追加でございます。本調査では、調査計画上、日本標準産業分類の農林漁業、そして「生活関連サービス業、娯楽業」のうちの家事サービス業、いわゆるハウスメイドに当たるものでございます。それに加えまして外国公務でありますとか、公務の方を除外対象業種としておりますが、第131回統計委員会における報告にもございましたように、大分類M「宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類76の飲食店の下にあります小分類の「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」についても除外しているという実態にございます。

調査実施者においては、この点について改めて検討した結果、調査対象産業全体に雇用される常用労働者に占める当該業種に雇用される常用労働者の割合はわずかとなっており、調査結果に与える影響も小さく、支障も少ないと考えられること。また、当該業種は営業時間帯が主に夜間であること等により、調査票の記入指導や督促等の実査事務の効率化の支障となっていることなどを勘案いたしまして、本調査の除外対象業種に追加することを計画しているところでございます。

次にスライド4でございます。スライド4では平成31年から新たな在留資格による外国人労働者の受入れが開始されることに伴う調査事項の追加でございます。具体的には関係閣僚会議において昨年12月に決定されました外国人材の受入れ、共生のための総合的対応策におきまして、就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成31年度中の実施を目指すこととされたところでございまして、本調査におきまして、その対応を行うものでございます。また、下の欄にございますように、この追加に伴い、集計事項につきましても所要の対応を図る、充実を図ることとしてございます。

次のスライド5では、本年5月からの改元への対応に加えまして、個人情報保護に対する意識の高まり等も踏まえまして、調査対象事業所の協力を得やすくするため、個人票において記入対象となる労働者の番号又は氏名を把握する調査事項を削除する計画となっております。この調査事項は、個人票の内容審査の過程で事業所に疑義照会を行う際に活用しているものでございますが、削除に伴い、備考欄に労働者を識別するための番号等ということで、具体的には社員番号でありますとかイニシャルなどを記載するよう求めることとしてございます。

次のスライド6は、調査方法の整理・再編に係る変更でございます。本調査の現行調査計画では、厚生労働省から都道府県労働局及び労働基準監督署を經由し、統計調査員が調査票を配布、回収する方法で実施するとされていることから、後ほど御説明申し上げますように、調査の効率化に向けた調査方法の見直しを行うようにとの統計委員会における審議の結果も踏まえまして、第3期基本計画においても、その改善が求められているところでございます。一方、平成31年1月に実施されました基幹統計の一斉点検において、厚生

労働省では平成18年ごろから調査員調査によらず、ほとんどの地域で郵送調査により実施しているとの報告を行っており、また、後ほど御説明させていただきます行政評価局の緊急報告においても、開始時期は確認できなかったものの、平成18年調査以前から郵送調査が導入されていたと推測している状況でございます。

このような状況の中、本件申請では調査対象となっている事業所が地域的に点在しているという現状も踏まえまして、調査の効率的実施等の観点から、厚生労働省が一括して郵送により調査票を配布するという方法、また、厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署に対する郵送回収を原則としつつも、本社における労務管理が進んでいることも踏まえまして、傘下事業所が多数調査対象に指定された企業が希望する場合には、当該企業の本社から厚生労働省に直接調査票の提出を一括して行う本社一括調査を導入するという計画になってございます。また、回収率の確保、向上を図る観点から、重点的な調査票の回収が必要な事業所につきましては、調査実施機関の職員又は統計調査員による督促・回収を実施するなど、調査方法全般にわたって整理・再編する計画になってございます。

スライド7でございますが、これまでの説明でも触れさせていただきましたように、平成28年度の未諮問基幹統計の審議、その後の第3期基本計画の策定審議等における本委員会の御指摘も踏まえた課題への対応状況でございます。具体的には一番下の枠囲み、左側でございますようにオンライン調査の導入や本社一括調査の導入等による調査方法や調査事項の見直し等への対応を求めているところでございます。これらの課題につきましては、右側の欄でございますように、現在、厚生労働省において所要の対応、検討を進めているところでございまして、その結果につきましては本年6月以降に改めて変更申請、諮問審議を行う予定となっております。また、現在の対応状況につきましては、後ほど厚生労働省から説明がありますので、ここでの詳細な説明は省略させていただきます。

これまで御説明させていただきましたように、今回の調査計画の変更につきましては、本年、平成31年調査における過渡的な変更と位置付けられるものと考えてございます。最後のスライド8では、現時点において想定される主な論点を掲げてございます。まず、1点目といたしまして、先ほど申し上げた調査対象とする属性的範囲なのですが、これが現在、除外されている農林漁業等についてもどのような理由から設定されているのか、また、今回、除外に追加する「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の業種の追加は、利活用という観点から見て妥当か。他に見直しが必要な業種はないのかなどが考えられるのではないかと思います。また、2点目の外国人労働者に係る調査事項の追加につきましては、行政ニーズや調査結果の利活用の観点から見て適切かつ十分なものになっているか。また、報告者負担の軽減にも配慮されているかなどの観点から検討がなされるものと考えてございます。

また、3つ目の大きな枠囲みでございますが、今般、郵送調査を基本とした調査方法に整理・再編するわけですが、回収率をはじめとする調査の質の維持、更なる改善に向けた方策を図る必要はないのか。また、調査員・職員による調査票の督促・回収及び本社一括調査については、それぞれの役割分担等が明確になっているのか。また、複数の調査手法を並行的に使用しますので、回収状況の適切な管理というものが何よりも重要になってく

るかと考えてございます。そのような点にも十分留意されているかというところも論点かと考えているところでございます。また、民間事業者、この調査では民間事業者の活用を主たる目的といたしまして、試験調査を実施しております。その検証結果はどのような結果となっているのか、この検証結果も踏まえまして、今後更なる調査業務の効率化や回収率向上を図るため、民間事業者の一括的な活用など様々な方策が考えられるわけですので、そのような点の検討状況も確認する必要があるのではないかと考えてございます。

さらに、2020年調査から導入を計画しておりますオンライン調査の検討につきましては、どの程度進捗しているのか。また、今回の調査から現地情報による、電子媒体による提出など先行的にオンライン調査対応といいますか、そのような対応を進めていく余地はないのかといった点も御議論いただければと考えてございます。最後に集計事項については、調査結果の利活用等の観点から見て、十分かつ適切なものとなっているか。また、調査結果にかかわらず、本調査の実施状況を踏まえた、その情報提供の充実についても十分留意されたものになっているか等についても御議論いただければと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

本諮問は、後でまた出てきますけれども、ある意味少し特殊な形で、差し当たりのものについてどう考えるかという形で、それに対する諮問と答申という形になっております。それではやはり不十分だと思いましたので、その補足説明をお願いしましたので、厚生労働省から、そのような補足説明があればお願いいたします。

○吉永厚生労働省大臣官房審議官 厚生労働省でございます。賃金構造基本統計調査につきましては、本年1月の基幹統計の一斉点検の過程におきまして、総務大臣から承認された調査計画と異なる取扱いがなされていたことが明らかになったことを踏まえ、総務省の行政評価局におきまして調査を行っていただいたところでございます。その結果が先般3月8日、賃金構造基本統計調査に関する緊急報告として公表されております。本日の参考資料の2-1、2-2として添付いただいているところでございますけれども、この緊急報告におきましては、遵法意識の欠如と事なかれ主義の蔓延の打破、調査の実施方法、体制について必要な措置を採ること。組織と運営を見直し、ガバナンスを高めることが必要と指摘されているところでございます。厚生労働省といたしましては、統計に対する姿勢を根本から正し、再発防止を徹底することとともに、厚生労働省行政の重みに対応した、しっかりとした組織のガバナンスを確立していきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以下、担当より御説明申し上げます。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 それでは、資料2-3に基づきまして、賃金構造基本統計調査の今後の在り方について御説明申し上げたいと思います。

資料の1ページ目が概要になってございまして、最初の丸と2つ目の丸を御覧いただきたいのですが、賃金構造基本統計調査、都道府県別、産業中分類、それから、規模別での無作為抽出により調査を実施しているということで、結果として都道府県に調査対象事業

所が広範囲に分布してしまっています。以上の特性を踏まえる。また、報告者負担の軽減、それから、行政事務の効率化、回収率と統計精度の向上を考えますと、将来的にはオンライン調査が基本となってくるのが望ましいのかなと考えております。

次の2ページ目、「1 調査方法の明確化と見直し」について御覧いただきたいと思ます。一番下の段が2018年調査の現状でございますが、一番上、2020年以降の姿として2020年にオンライン調査の導入を目指し、以降拡大していきたいと考えております。これにより直接本省とやりとりする企業が増加し、照会、審査業務を中心に本省の役割が拡大することになります。それから、他方で都道府県労働局の職員や統計調査員の役割というのは、紙の調査票の督促、回収、審査ということが中心になりますので、結果として役割は相対的に縮小するのだろうと考えております。

資料の中段、真ん中の中段がそれに至る2019年の調査の姿でございます。行政事務の効率化のため、郵送調査を基本といたしまして将来的な本省の役割の拡大を見据えまして、調査票配布は本省業務とする。これによりまして調査の準備期間の短縮が見込まれます。それから、このほか将来オンライン提出が期待される人事労務を本社が担っている企業には一括して調査票を提出する手続を明確化して、本省の方で管理することによりまして企業の報告負担を軽減したいと考えております。

次のページは回収率・統計精度の向上に向けた取組を整理しております。職員や統計調査員につきましては、今後、回収率、統計精度の向上に向けた取組に注力していただくことといたしまして、2019年調査の方から一番上の丸でございますが、回収数がゼロの抽出層をなくす努力をしてみたいと考えております。冒頭申し上げましたように、幾つか産業中分類、都道府県別、企業規模別ということで標本設計しており、無作為抽出しておりますけれども、その中で結果的に取れていないセルが実際出てきておりますので、それを優先的になくしていきたいと思っております。それから、また総務省の緊急報告で指摘されておりますガバナンスの確立ということもございます。本省と地方組織とのファイル共有システムにおきまして、調査票の回収状況や督促履歴をリアルタイムに共有することで、調査対象事業所の補充や督促を迅速、機動的に行って回収率の向上につなげていきたいと考えております。同様の目的で都道府県労働局は回収率を組織目標として設定するというのも考えております。

それから、続きまして、今般の問題の1つであります調査票の提出期限につきましては、本省から調査票を一括配布するというので、調査計画上の期日、7月31日に統一するということになります。

次のページを御覧いただきたいと思ます。調査対象範囲・調査項目の見直しでございますが、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」につきましては、先ほど総務省の方から御説明がありましたとおり、調査対象の範囲から除外することを明確にすることを考えております。また、調査項目につきましては、増加する外国人材の雇用形態、賃金等を把握するため、昨年12月の政府方針を踏まえまして在留資格を追加することといたします。そのほか、職種区分、それから、学歴区分の充実等につきましては、既に厚生労働省内の検討会において検討しておりますけれども、来年以降に実施できるよう結論を決めてまいりたい

と思っております。そのほか、初任給や諸手当の在り方につきましても今後、次年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。今年の調査時期が差し迫る中、今後、緊急報告の指摘や統計委員会における御意見を踏まえながら、国民の皆様のご信頼を回復できるような統計調査の実施に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

今、賃金構造基本統計調査の関係で総務省から「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」が出されていますので、それについて御紹介をお願いいたします。

○三宅総務省政策統括官（統計基準担当） それでは、私からただ今御紹介のありました総務省行政評価局の報告書について御説明申したいと存じます。参考資料2-1と2-2が配布されていると存じます。参考資料2-1が概要、2-2が本体でございます。私からは概要の資料を用いて、そのポイントについて御説明させていただきたいと存じます。

参考の2-1を1枚おめくりいただければと思います。ここには報告書をまとめるに至った調査の目的が書いてございます。こちらにありますように、31年1月の基幹統計の点検において厚生労働省が賃金構造基本統計調査の点検結果（3つの問題点）を遅れて公表した事案について、その仕事のやり方の諸問題を明らかにするとして総務省行政評価局が取りまとめたものでございます。次の調査に至る経緯を御覧いただきますと、なぜ総務省行政評価局が調査を実施したのか簡潔に触れられております。3つ目の丸を御覧いただきますと、正確を旨とする政府の公表で、このような事態の発生は異例かつ問題。関係閣僚の協議、こちらは3大臣、官房長官、総務大臣、厚生労働大臣でございますけれども、この協議の結果、行政機関の業務の評価・監視を実施している総務省行政評価局が調査を求められたとされているところでございます。

次のページを御覧いただきますと、調査の概要でございます。調査は以下の事項に係る関係当事者の認識や行動のヒアリングと関係資料の収集によって行われたということでございまして、1にありますように厚生労働省が調査計画と異なると確認した3つの事案、すなわち郵送調査の問題、計画では調査員調査であるのに郵送調査をしていたこと。2点目は計画より早い提出時期を定めていたこと。それから、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象から除外していたこと、この3つの問題について仕事のやり方等を分析して報告をしているところでございます。

次のページを御覧いただきますと、調査結果として「2 点検と報告漏れ等への対処について」でございます。丸にありますように、厚生労働省の危機管理対応について次の問題点があるとして、1点目に30年12月以降、信頼確保のため、所管統計の点検は必要と考えられるところ、一斉点検に至るまで具体的な作業を指示していないということでございます。2点目が郵送問題につきまして、30年12月下旬に把握した後の政策統括官の指示が不明確である。統計委員会への調査計画の諮問を含め、政策統括官と担当官の間での打ち合わせが不足と指摘されております。また、最後の丸につきましては、総務省の一斉点検の発注方法についても改善の余地があると指摘をされているところでございます。

次の4ページを御覧いただきますと、調査結果の2番でございまして、郵送調査問題、

期限前倒し問題、対象範囲の問題、この3つの問題につきまして、まず遵法意識の欠如と事なかれ主義の蔓延が問題の根底であると指摘されているところをごさいます、その点をブレークダウンいたしておりまして、(1)の郵送調査問題につきましては、その郵送調査自体は調査統計の手法の1つである。ただし、調査バイアスにつきまして統計的な見地からの評価等は必要であると指摘しています。2番目が調査票の配布・回収方法。こちらが調査計画等で明らかでないということで、統計のユーザー等に誤解を与えないように改善されるべきであるとしております。3番目としまして3つの実務の開始時期は特定できなかったが、厚生労働省が公表した時点で判明していた平成18年より遡るであろうと推測でき、仮説を提示しているところをごさいます。

次に(2)の期限前倒し問題、こちらのブレークダウンといたしましては、iにありますように前倒し回収自体は調査員調査において実務の必要からも調査対象者の便宜からも必要な実務であるとしていたしました。一方、調査バイアスにつきましては統計的な見地からの評価等が必要であるとしておりますところをごさいます。

次のページを御覧いただきまして、ii 調査計画における期限、期日の定めに関しまして用語の定義、公表の仕方を整理すべきであるとしております。iii 問題の実務の開始時期は特定できなかったが、平成20年までは遡ることができる。最初からこのような実務であった可能性もあるというふうに指摘をなされているところをごさいます。次の対象範囲の問題でございませけれども、このブレークダウンとしましては、i 統計で示される数字の意味・内容に影響を与え得る問題であるとしてしまして、ユーザーの信頼を裏切るものとして速やかに統計的な見地から検証を行い、調査計画の修正が必要であると指摘されているところをごさいます。ii 計画等の公表をiの修正結果を踏まえて速やかに改善すべきである。iii 調査の対象としていた産業分野について、調査していない実務の始期は特定できていない。少なくとも平成20年までは遡ることが可能であるといった指摘がなされております。

次に調査結果の④としまして、次のページでありますけれども、計画と実態の乖離に関しまして、10年以上前に認識された課題が措置されず放置されてきたことについてはということで、1つ目の丸に担当室レベルでは10年以上前に、少なくとも郵送調査問題と対象範囲問題については認識がある職員があった。次の丸が調査計画の実施体制につきましても課題認識は郵送調査に関連しているということ。次の丸として、少なくとも担当室レベルでは、その後、改善取組を継続。30年度の試験調査はその一環である。次の丸にありますように、直近の統括官室幹部レベルでは、担当室レベルで10年以上前からの課題を認識し、検討されてきたことについて深い認識がない。両レベル間のコミュニケーションの不足。一斉点検時の報告漏れにもこれは影響していた。最後の丸は課題のうち、回収率の確保については一定の成果が上がっているといったような指摘がされているところをごさいます。

最後のページ、次のページを御覧いただきますと、最後にこれまでの報告のまとめといたしまして、最初に遵法意識の欠如と事なかれ主義の蔓延の打破が急務であるということ。2つ目としまして、郵送調査という方法は、調査実務における方策であったが、正式な手

続を踏まなかったため問題化をしたと。厚生労働省は調査環境の悪化と調査に動員できるリソースの限界という課題を認識し、調査の実施方法・体制について必要な措置をとるべきであるという指摘がございます。3番の丸としまして、組織内のコミュニケーションが欠落している。厚生労働省は、メーカーとしての責任を果たすという視点から組織と運営を見直し、ガバナンスを高めるべきといった指摘と提言がなされているところでございます。こちらの部分につきましては、参考2-2でお付けした本体の報告書でも39ページから41ページに掲載されるところでございます。

以上でございますけれども、冒頭に記載してありますとおり、この総務省行政評価局の調査につきましては、仕事のやり方の諸問題を明らかにすることを目的にしております、その点では統計技術的な視点からの分析ではないことがあります。統計委員会の視点とは異なる視点でのアプローチということについて御理解いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ここまで3つの説明がありましたので、その3つを含めて、ここまでの説明で御質問あるいは御意見等がございますか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 これまでの御報告につきまして総務省の方々と厚生労働省の方々、御説明、どうもありがとうございます。私から意見を述べさせていただきます。主に最後に御説明があった「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」をベースにして意見を述べさせていただきますと思います。この報告なのですけれども、この報告は統計委員会とは別の観点、いわゆる行政機関の業務についての評価・監視ということに関する報告書なので、統計委員会が本務とする統計の技術的、学術的問題と重なる部分はそれほど多くないわけなのですけれども、ただ、後ほどまだ課題となっております毎月勤労統計調査の問題と重ねて考えますと、以下のような点、3つ挙げさせていただきたいのですが、その点は組織に共通の問題であると考えております。

1つは、なぜ、正式な手続を経ないで、公表している調査方法と異なった調査を続けてきたかについての動機が不明であるということ。それから、2番目として厚生労働省内で問題が認識された以降も、一時的とはいえ、総務省への報告を怠ったということ。3番目として政策統括官と統計実務部署の意思疎通ができていないということです。これについては毎月勤労統計調査とほぼ共通で、毎月勤労統計調査の場合は、これにプログラムのミスが加わったことによって深刻な問題になったと考えております。その意味では、個人的には賃金構造基本統計調査の問題も一步間違えば、毎月勤労統計調査並みの問題に拡大した可能性もあったという危機感を持って受けとめるべきだと思っております。このため、本報告書を通じて厚生労働省における組織的な問題というのは、ほぼ毎月勤労統計調査と共通と考えて、再発防止策としては、ほぼ同じような形でとるべきだという印象を受けました。

その上で、本日配布されました、また、本日御説明をいただきました厚生労働省の資料2-3を見ますと、その資料2-3の当初、こうした問題についての、組織的な問題についてのおわびというか、御説明はございましたけれども、その中には、いわゆる総務省の

緊急報告に記載された問題意識や内部組織に関連するような再発防止策は全く記載されていなかったと受けとめております。これは善意に解釈しますと点検検証部会の結論を待つというふうにも考えられますけれども、逆に統計委員会と統計部門の組織体制やチェック体制は関係ないので触れていないとも解釈できます。ただ、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査で誤った統計数値や実態の異なる調査が行われていた以上、正確でかつ精度の高い統計の公表について責任を有する統計委員会としては、統計に関する、統計の作成に関する内部のチェック体制や広報体制まで含めた再発防止策を検討しないで、今日、諮問がありました賃金構造基本統計調査の審議を進めていくことはできないのではないかと考えております。

こうした点を厚生労働省も認識して、部会審議において単なる精神論ではない実効性のある再発防止策に関する考え方を出すべきだと考えております。一つの例として資料2-3について述べさせていただきますが、この資料2-3のスライド3のところで、例えば行政側の運用改善というのは若干それに当たるかと思えます。そこで都道府県労働局ごとの目標回収率を設定すること、これはある意味で言うと、民間で言うとノルマを設定するようなイメージがあるわけですが、これについては民間の企業でも様々な問題点も指摘されています。こういう問題点を例えばどう克服していくのか。

私自身は自分の研究でマネジメントプラクティス（管理業務）というようなことを企業の方々に聞いたことがございますが、私が見る限り、こうした対策は、5段階評価のうちの平均以下、2ぐらいだと思います。つまり、目標に達しなかったとしても、それはどうして達成できなかったのか、それから、それを例えば達成できたところと達成できなかったところがあって、それを情報共有して達成できたところの部分へどう改善していくかというようなことまで考えないと、本当はおかしいのではないかなと思います。これは一例ですけれども、こうした、もう少し具体例を伴うような内部組織の改善を回収率、統計精度の向上に結び付けていくような方策を考えていただく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。今非常にディテールまでいただきました。全部記載できなかったところがありますので、多分、追加資料という形でよろしいと思えますけれども、意見書というか、発言書というのを後で出していただければと思います。お願いいたします。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 御説明、ありがとうございます。実は、私、昨日、この資料を事前にいただきまして、ざっと拝見して、正直言って、大変強い違和感を持ったところです。といいますのは、今回の諮問文書や、その説明資料の中には、これまでの調査計画と乖離していることについての言及が全くなくて、読み取りにくくて、これはひょっとしたら、淡々と何か、何もなかったかのように改正していこうという案を出されたのかとすごくいぶかったのですが、本日の説明を聞きまして厚生労働省から、この点については、しっかりしたガバナンスを確立して対応していきたいということを表明されましたので多少安心したと

ころです。ただ、それでもなお、意思表示はあくまでも抽象的なレベルなので、先ほど宮川委員がおっしゃったような意味での具体的な対策がやはりこれから求められるということだと思います。

そのような前提で、まず最初に緊急報告の中身について考えますと、大筋でこの御指摘は正しいと思います。遵法意識の欠如、それから、事なかれ主義の蔓延といったことを指摘されているので、それを打破するのが急務だというのは、私はこの件、もったもだと思います。ただ、どのようにこれに対応していくかについては、あるいはどのような背景で起こったのかということまでは掘り下げられていないし、また、定量的なデータなども、これは緊急報告の性格上やむを得ないかもしれませんが、なかったのはやや物足りなさを感じたということです。このようなことについてどう考えるかですが、やはり先ほどの宮川委員の御発言の繰り返しになるかと思いますが、1つ大事なのはやはり再発防止策で、これが何よりも大事だと思いますが、それを具体的にどうしていくかということだと思います。

それは残念ながら今回の説明の中にはあまり明確に出ておりませんので、この点はこれから明らかにしていかなければいけないと思います。ただ、正直言いまして、この調査の時期などを考えますと、非常に重要な統計調査であるにもかかわらず、ものすごく時期が迫っていて、恐らくこの後、審議をしていくとしても極めてタイトなスケジュールになるであろうと思われるので、それをどうこなしていくかという問題があらうかだと思います。そういう意味で、部会審議の中でもう一つ、私も属しております点検検証部会もありますので、その両方をどう活用しながら審議していくかが委員会としては考えていかなければいけないことではないかと思います。そういう中で、何より大事なのがやはり、私は透明性の確保ではないかと思います。実際にやっている調査方法と計画で示されたのが乖離しているというのは、やはりきちんとした説明ができていないということだと思いますので、このようなものをこれからどうやって確保していくかを仕組みとして考えていかなければいけないと思います。

また、それには厚生労働省自身が工夫していくというだけではなくて、第三者性といいますか、外から見えるようにすることが大事ではないかと思います。今回、厚生労働省の提案の中には、本社一括調査を導入していくとか、新しい方式を導入するという提案がありますけれども、これはこれで恐らく適切な方向であろうと思いますが、このようなものを導入する場合でも、実は既に先行事例が他の府省を見ればあります。そうすると、これは厚生労働省の中だけで閉じた検討ではなくて、それを進めていく上で先行事例をやっている、例えば経済センサスですとか、あるいは経済構造実態調査とか、そのようなところのノウハウも府省間で共有していただくように積極的にアドバイスを求めていく、また、そのノウハウを持っておられるところに提供していただくことが必要ではないかと思いますので、そのようなこともこれからの検討の中で進めていく必要があらうかと思います。

それからもう1点、最後になりますけれども、実はここはなかなか難しいところなのですが、公表済みの結果に対してはどういう影響があるかについては、ほとんど現在、手が付いていない状態だと思います。これは緊急報告の中でも検討が必要だという指摘もあり

ますが、私もそのとおりだと思います。これをやるためには、きちんとした定量的なデータも出さなければいけないことになりますので、その点、どの場で検討するのがよろしいか分かりませんが、是非課題として認識して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかに。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 2つの議論をできれば区別して申し上げたいと思います。1点目につきまして、若干、この議論が分かりにくい形で進んでいるなど感じましたのは、諮問という形での提案ですが、その背景にこの度の報告書があってこれらがある意味で同じレベルで語られています。両者は関係しているのですけれども、議論としては区別して対応するのが良いと感じております。まず、この緊急報告書についてなののですけれども、基本的には2点、大きくは3つぐらい申し上げたいと感じております。それは少しこの立て付けが分かりにくい報告書になっているがゆえに、何を対象にして何に対する結論に至っているのかが見えにくい形になっているのは少し残念かなと思います。今まで委員から御説明がありましたように、仕事の進め方に限ってということですので、一斉点検をはさむ3つの期間を中心に、そこで分かった問題点について言及するという、こういう構造になっているかと思えます。

その意味で3つの問題の言及につきましては、ある意味で仕事のやり方から見た評価なののですけれども、統計的には全く無関係ではない問題をはらんでおりまして、特に郵送調査、あるいは対象範囲というのは、結果としてはそれほど大きい影響はないという結論であったとしても、統計委員会とは別問題と位置付けるわけにはなかなかいかないと思います。ただ、ここでも強調されているように、仕事の進め方ということで、もし御報告をいただけるのであるとすると、やっぱりそれは対象期間を、つまり、契機としては一斉点検のところから出てきたのでその前後ということで3つ、大きくは5つのポイントで報告書が始まり、その結果3つの事実という形での流れなののですけれども、これが結局、何に対する評価になっているのか分かりにくいのが、少し残念だと感じました。

それが結局、お二人の委員からも出たように、再発防止として、この報告の結果としてどう落とし込むのか。これは閉じられた空間とか、全く意思疎通がどうか、重要なところで情報の共有がなされていなかったという事実は、もう既に分かっているわけなので、それについてどのような対策があるのかという提案は最後にあった方が、やはりより効果的で、そこは望まれるところだと感じました。それを得て、それをもって恐らく厚生労働省は、こういう事実があったわけなので、前倒しにどういうことが自分たちとしては具体的なガバナンスとしてあり得るのかという報告は、恐らく諮問の前にそれを受けた形であってもよかったかもしれません。逆に言えば、諮問についての議論とやはり今回の問題となる事項等に関しては、若干区別をして議論を進めた方がいいかなと私自身考えています。

それは毎月勤労統計調査と若干違って、調査の方法を答申において承認するということがありますので、それはある意味でとても、ハンドリングが難しいところではあります。そういう意味で、事なかれ主義とか、そういう抽象論とか、びっくりしたというよう

な報告書にも表現があるのですけれども、そうではなくてやはり、これだけの閉じられた空間が長期にわたっているという構造的なガバナンスをどこでというときに、やはり皆様としても回収率云々というところだけでは、どう思っているのという感想をお持ちになってしまうのではないかとことがあります。それは厚生労働省側としても、どういう具体的な情報共有をこれからやり、幹部レベルと現場のところの温度差というのにどういうふうな形でそもそも論、対応していくのかは一言あってもよかったかなと感じております。

あと、諮問についてもあります。諮問はいいのですよね。

○西村委員長 諮問についても、結構です。

○白波瀬委員 諮問についてもということで、郵送調査を行うということで、これは既に言及もありましたように、世帯統計のように調査区があって、物理的に調査員が訪問可能な範囲が設定されているのとは違って、調査員が出向くには距離的に点在しているという物理的な問題があるので、そこを鑑みてももっと早くに調査実施の難しさが指摘され改善されるべきではなかったのではないのでしょうか。要するに、調査実施に困難があり、その持続可能性が非常に低いということは分かっていたはずであるので、これについては郵送調査への転換というのは、ある意味で私は妥当なところだと思います。

ですから、それについての変更ということはよろしいかと思うのですけれども、この中で回収率、あるいは無回答率については、もう少し議論を進めなければならないと思っています。1点だけ答申の中で、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を削除するという論点が、この説明ではあまり説得的ではないと感じております。他の産業についても同じような形で回収率が低いところはあるかもしれない。それと一緒に出てきたのであれば、私としてもそうかなと思うのですけれども、特定の同産業が特出しされて削除されるべきと議論すること自体不自然ですし、この度の調査方法を郵送に差し替えていくということと併せると少し疑問が残るところであります。

長くなりました。取りまとめて私の方からも文書にしたいと思います。済みません。

○西村委員長 分かりました。2つに分けて意見書、もしくは発言要旨というかたちで、お願いします。

○白波瀬委員 はい。

○西村委員長 1つは、最初にありました緊急報告に対しての御意見と、それから、諮問に関する御意見。諮問に関する御意見は、諮問審議の当事者でありますので、いわば今後の議論の基になると思います。という形でお願いして、緊急報告に関しては、これは非常に重要な点をはらんでいますので、その点についても明確な形で意見としてお願いしたいと思います。私は私なりにこれからまとめますけれども、時間的にも限られていますので、十分な情報提供はできないかと思っておりますので、それを記載していただいて、それをできるだけ早い形で追加資料として発表するという形にはしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 確認なのですけれども、問題点が元々3点ありまして、期限の問題と対象の問題と、それから、調査方法の問題とあって、初めに御説明を聞いたとき、期限の問題以外は何となく現状を追認してしまうのかなと思いましたが、実はそうではなくて、オンラ

イン調査も含めて、抜本的に新しい方法でやっていきたいけれども、幾らなんでもこの今年の6、7月の調査には間に合わないので、暫定的に2019年調査だけ現状追認にプラスアルファで対応したいというふうに理解いたしました。そうだとしますと、2020年からにつきましては改めてオンライン調査も含めて統計委員会に付議されるという理解でいいのか、そのときに白波瀬委員も言われました「バー、キャバレー、ナイトクラブ」問題もあるのですけれども、そのほかの対象範囲についても何が適当か。外すもの、入れるものも含めて2020年以降の調査について諮問される予定があるのかどうかという辺りについてお聞きしたいと思います。

○西村委員長 これは総務省と厚生労働省両方からお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 私ども審査部局といたしましては、今御指摘のございましたように、あくまで2019年調査は過渡的なものであり、2020年以降、直ちに全てが2020年に盛り込めるかというところはあるかと思いますが、少なくとも今回の諮問審議におきましては、その2020年以降の調査の在り方も含めた道筋が付けられればよいなど。そして、その部分につきましては、調査実施と並行してということになろうかと思いますが、本年6月以降に改めて2020年以降の調査の諮問審議をしていただくというような、段階的にその改善を進めるというふうに考えてございます。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 御指摘、ありがとうございます。オンライン調査は来年度予算案の方に既に盛り込んでおりますので、その方向でということになりますと、当然、また総務省の方に申請させていただいて御議論いただきたいと思っております。その際、幾つか職種ですとか学歴ですとか、その他もろもろいろいろまだ見直していかなければいけない点があると認識しております。できればそのような点につきましても併せて変更の申請の方に盛り込んでいければなど考えております。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。それでは、私の意見を少し含めてまとめていきたいと思いますが、本件は人口・社会統計部会に付託して同部会で審議をいただくという形にいたします。先ほども申し上げましたけれども、今、御説明がありましたけれども、賃金構造基本統計調査につきましては、基本計画においても2020年度調査の企画時期までに調査方法を見直すなどの課題が明確にされていますので、今回の諮問は、今回の特殊事情もありまして、2019年調査における経過措置的な変更という位置付けであります。また、本件は一斉点検で報告された本調査の調査計画と実際の調査とのそごという問題があるわけですが、これについては1月及び2月の本委員会でも調査結果への影響等について報告もありました。それから、先ほど総務省行政評価局における緊急報告についての紹介もいただきました。

これで、皆様の御意見を少しまとめさせていただきたいと思いますが、この賃金構造基本統計調査の問題については、結果的にですが、極めて残念であるとしか言いようがないと考えております。その中でも、報告書についても私自身は残念だという感が強いです。その1つは、我々としては統計技術的な点から考えたときに、いつから郵送が始まったかを是非とも知りたかったわけですが、残念ながらそれが、特定ができなかったことは非常に残念だと思っております。それから、そのほかに報告書そのものは統計技術的な、それか

ら、学術的なものは扱わないという形で、行政のやり方に絞った形になっています。したがって、これに関して我々は原則としては何か物申すということではないわけです。ただ、行政のやり方というのは、実は統計技術的、それから、学術的なものと完全に切り離すことは実はできないということも事実でありまして、そういう観点からすると、我々としては残念であるし、その観点からすると不十分であり、それから、分かりにくくなっているというような評価になるのだと私も思いました。

それで、これからまた追加で出していただいても結構なのですが今、意見を発言いただきましたお三方の委員に関しては、最終的には追加的な資料としてホームページに載せるという形にはしたいと思いますが、差し当たり今の段階で私がまとめたいと思います。まず、1点は、これは繰り返しになりますけれども、この報告そのものに関しては統計技術的、それから、学術的なものは扱わないと最初から仮定してありますし、一応、そのようなトーンで統一されていますので、これについては我々の方から何か言うということではありません。しかし、内容から申し上げまして、先ほども申し上げましたけれども、行政のやり方と、統計技術的・学術的なものというのは、ある意味不可分になっている部分があります。そういう点から考えたときには調査実施に当たっての構造的問題の指摘が分かりにくく、不十分であると言わざるを得ないという形になります。それがどういうところで問題になってくるかという、やはり再発防止のところでは大きな問題が生じてくるのだと思います。

その再発防止の中で特に重要な点というのは、宮川委員から御意見がありましたように、元をたどれば賃金構造基本統計調査も毎月勤労統計調査もほとんど同じ構造の中から生じてきてしまった問題であるということだと思います。白波瀬委員の言葉を使いますと、閉じた世界での幹部と現場の仕事に対する温度差、そのようなものが大きな問題になったという点では同じ問題です。それをもう一度言い方を考えれば、統計委員会として我々が今後再発防止を考えると、これは1つ厚生労働省の毎月勤労統計調査と、それから、賃金構造基本統計調査をばらばらに考えるのではなくて、統一的に考えて何らかの対処をする。統計技術的な仕事のやり方についてきちんと考えていく必要があるということだと思いますし、逆に翻って言えば、もっと大きな意味で、先ほどお三方のどなたかがおっしゃったと思うのですが、要するに厚生労働省を超えた取組というものが実は必要になってくる。これが我々にとってのこれからの統計改革の大きなマנדート（委任された権限）である、とまとめたいと思います。

そういう意味で、最終的にこれからの対処の仕方というのは、点検検証部会で丁寧に判断していく。これは厚生労働省のものについてもそうですし、それ以外のものについても確認をしていくということがありますし、その際には川崎委員からの、それから、我々の総意であると思いますが、透明性の確保、それからもう一つは、この透明性の確保に、今まで私、そういう言葉を使っていなかったのですが、再現可能性の確保というものをやはり考えていくということが必要ではないか。つまり、単にデータを出していくというだけではなくて、それが再現可能なかということがやはり非常に重要な点だと思います。データを幾ら透明に出してみても、再現できないようなものを幾ら作ってもしようがない

ということがありますので、この再現可能性が確保できれば、これはきちんとしたものです。学術の世界で再現可能性は絶対重要なものですから、そういうことから考えれば、この点が重要なのではないかと思います。再現可能性については私の意見ですけれども、もし皆様が認めていただければ、そういう形でまとめていきたいと思います。

今の形のまとめでよろしいでしょうか。何か追加的な御意見、中村委員、永瀬委員、嶋崎委員何かございますか。西郷委員、特に何かあれば。

○西郷委員 部会の審議への注文のような形になるのですけれども、そういう細かいことでもよろしいですか。

○西村委員長 それでもいいです。はい。

○西郷委員 西村委員長、どうもありがとうございます。先ほど調査方法といったときに、例えば郵送調査にするとか、ちょっと狭くおっしゃっていたようにも聞こえました。恐らく審議としては、すごく広い意味で審査方法とか、調査法の審査とか、そういうものまで含めての議論なのだと思います。今回、調査方法というか、郵送調査、現実に郵送調査が行われているということですから、それがだんだん本省の方にシフトしていくのに従って、審査のやり方というのもだんだん変えていかなければいけない。恐らく今までやって、本省の方でやっていた審査、照会の義務というのと労働局とか、そういう調査の最前線でやっていた審査、照会の業務って大分性質が違うと思うのですね。そのようなものもこういう2018年調査から2020年調査への移行に当たってどういうふうに移行していくのかということも部会の方でしっかりとチェックしていただければと思いますので、それはお願いしたいと思います。

○西村委員長 それは非常に重要な点ですが、白波瀬委員にお願いするのですが、事務局の方で何か追加的にコメントがあれば。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ただ今の御指摘、ごもっともな御指摘かなと思ってございます。当然のことながら、今回、調査方法、単に調査票を配布するというだけではなくて、疑義照会、それから、督促といったような、それから、内容の審査という一連の作業があって初めて質の確保というものにつながるということになりますので、その辺りも含めてしっかりと審査できるように我々もサポートしてまいりたいと考えてございます。

○西村委員長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 それで追加なのですけれども、西郷委員、ありがとうございます。やはり現状のデータをしっかり速やかに出していただけますようお願いいたします。どういう形で、どのようにチェックが行われていたのかということが分からないと次につながらないので、その辺りはどうかよろしく願いいたします。

○西村委員長 はい。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。それでは、この今の形でまとめさせていただきます。私のまとめ自体が大分複雑になっているので、まとめるのが大変になるかもしれませんが、今の形でまとめたいと思います。

それから、更に人口・社会統計部会、それから、点検検証部会の審議についての幾つか

の注文というか、サゼスションがございましたので、それについても両部会で考慮していただきたいと思います。特に本件と次の毎月勤労統計調査がそうですが、統計技術的面から将来的な本調査の在り方についてもやはり審議していくということが必要になってきますので、その点についても御審議をお願いしたいと思います。平成31年調査の実施時期が近づいていますけれども、丁寧な審議をお願いしたいと思います。

では、私の今の取りまとめでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。本件は人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくこととなります。白波瀬部会長、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 それでは、資料の3-1を御覧ください。今回の経済産業省生産動態統計調査の変更でございます。まず、スライド1を御覧いただきたいと思います。こちら、調査の概要、これは今行われている調査の概要でございます。調査の目的は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした調査でございます。調査実施機関は経済産業省。調査の範囲は鉱産物及び工業品を生産する事業所が対象でございます。調査品目は約1,600品目。報告を求める者として報告者は、現時点では約1万7,000事業所、従業者数が一定規模以上の事業所を全数調査するという調査でございます。

それで、調査系統は、今現在4系統ございます。経済産業省の直轄調査、あと経産局を経由しての調査、あと都道府県経由をしての調査。それとあと平成29年から民間事業者の一部委託して調査をしている部分がございます。大体郵送・オンライン調査を中心としております。一部、都道府県にあつては調査員を活用した調査がございます。こちらの調査票、全部で109調査票でございます。調査周期は毎月でございます。提出期限は毎月15日、一部については翌月10日となっております。調査事項については、製品の生産、出荷、月末在庫、ほかに原材料とか従業者数とか、そのようなものを報告する調査でございます。公表方法はインターネット及び印刷物となっております。

では、次のスライドの2を御覧いただきたいと思います。こちらの調査は、結果の主な利活用といたしましては、二次統計等への利用ということで、鉱工業指数（IIP）の鉱工業生産・出荷・在庫指数、それとGDP年次推計とかQE、あと産業連関表、このようなものの基礎データとして、推計のための基礎データとして活用しております。それとあと産業振興施策における利用といたしまして、JIS規格、工業標準化法の改正などで、工業用品の品質改善を検討するための基礎データなどにも活用しております。あと民間における利活用も結構されているということでございます。

それから、スライドの3を御覧いただきたいと思います。今回、主な変更内容でございますが、一番大きな変更は、調査系統・方法を変更する。こちらは2020年4月から実施するというものでございます。調査品目、例えば機械器具とかセメント・セメント製品、革靴など、このような63種類の調査票、こちらを民間事業者に一括して配布・回収業務などを委託するというものでございます。こちらの下の方、真ん中辺りに現行計画として先ほ

ど御説明いたしました調査系統としては4系統ございます。下の表は系統別の月報数、調査票数を記したものでございます。これを変更後はこちらに4系統ある①から②、③、④は一部民間委託を平成29年からしていますけれども、これを一括して民間委託をする。全て調査系統について民間事業者経由の一本に変更するという変更内容でございます。

そのほかには4ページを御覧いただきたいのですが、4ページとして、その他の変更内容として、ほかにも調査票の提出部数を2部から1部とか、提出期限を翌月の10日から15日、提出先、こちらを民間委託ということで経済産業大臣に変更する。経産局を経済産業大臣、都道府県知事を経済産業大臣に変更になる。それと、3として報告者数なのですが、こちらの事業所の減少のため、約1万7,000事業所が1万4,000事業所に変更になるという変更内容でございます。それと公表の方法の変更として、これまでインターネットと印刷物による公表から、インターネットのみの公表に変更するというものでございます。

以上が変更内容でございます。

それでは、スライドの5を御覧いただきたいと思います。前回答申時、平成29年の1月27日付の前回答申の課題でございます。平成29年から民間事業者の一部委託したということもありまして、民間事業者の活用で効果測定の観点から十分な検証を行い、必要に応じて委託業務内容の改善に活用しなさいという課題が出されております。こちらの課題につきましては、部会の方で審議されることになろうかと思っております。その元になるのが平成29年3月3日に最終改正しました統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン、こちらに沿った形でどのように行われたかという視点で見ていくことになろうかと思っております。

それでは、スライドの6を御覧いただきたいと思います。平成30年7月12日の第124回統計委員会で、国民経済計算体系的整備部会、つまりSNA部会において、下にありますように3つの丸、こちらの取組を直ちに開始するという事で整理されております。まず、国民経済計算の財部分、こちらの第一次年次推計から第二次年次推計の改定状況、このようなものを踏まえた検証を早期に実施する。この検討を踏まえて経済産業省、この生産動態統計を中心に必要な検討を開始する。それで、このような検討結果を踏まえて、同様に他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査を行い、必要に応じ、関係する部会と連携しながら検討を実施していきなさいというような取組課題が示されております。こちらの3つの課題に対する調査実施部局とか、SNA部会における検討状況を確認していくということを行う必要があるかと考えております。

最後に、それでは、現在想定されている論点でございますが、7ページ目のスライドを御覧いただきたいと思います。まず、1として、一部平成29年から民間委託をしておりますので、このような民間委託によって実際に、これはガイドラインに沿って行われているかと思っておりますが、こちらが適切に実施されているか。ガイドラインの内容に沿ってきちんと実施しているかというのが1つの論点になろうかと思っております。それとあと民間事業者の活用によって、回収率が低下したとか、審査が遅延したというようなことはあってはいけないと思っておりますので、このような結果精度に影響を及ぼすような事態が生じていないか、こちらを確認する必要があるかと思っております。それとあと民間事業者の活用状況に関して、

十分な検証を実際にも行っているかというのも論点になろうかと思えます。

それで、3つ目の丸ですけれども、今回、4系統が全て民間事業者経由に調査系統が一本化されますので、上の2つの検証結果を、2つの丸の検証結果を踏まえて統計調査の適正かつ確実な実施の確保を図る観点から、どのような措置を講じようとしているのか、また、調査系統の一本化によってどのような効果、今まで検討が4系統だったのですが、全て民間委託するという点で、どのような効果が期待できるのかというような論点を一応入れさせていただいております。それとあと2つ目といたしまして、印刷物による公表を廃止するという点について、印刷物を利用しているものについてどのような対応措置を検討しているかというのが2つ目の論点でございます。それとあと、先ほど第3期基本計画への対応ということで、国民経済計算のQ Eと年次推計の改定幅縮小、これに向けた本調査の改善を図る余地はないか。これについては4月の10日か11日にSNA部会の検討結果が示されると聞いておりますので、そちらを踏まえた検討をしていくことになろうかと考えております。

以上が私からの説明でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 御説明、どうもありがとうございます。また部会で審議するという点になろうかと思えますが、1点お聞きしたいことがあります。スライドの3枚目ですか、主な変更内容というところで、今後、いわゆる調査のデータというのはほとんど電子媒体でやりとりする。それは公表まで含めてやりとりするようなことなのかなと見えるのですけれども、そのような場合に例えば保管期限とか、そういうものは電子媒体なので、もうずっと保管されていくと考えていいのか。その紙媒体との違いの保管状況については、何かあるのでしょうかということです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 部会でも確認させていただきませんが、現在、この調査、6割がオンライン報告ということになっておりますので、その6割分は……。

○宮川委員 そうか。調査票があるのですね。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。電子調査票といいますか、電子データになります。残り4割につきましても、昨今ですと、まず一度データを読み込んだ後、サマリーチェックとか、つまり、前月とか前年同月とかと比べていくというチェックを機械的にかけていきますので、その過程でも電子データという形で全て整うのが通常になってございます。その電子データなのですが、現在のところ、明確に最後の集計に用いるチェック済みの電子データについては永年保存しなさいということで、紙の場合は保管のスペース等の問題もございますので、必ずしも永年というわけではないのですが、電子データについては、その部分、永年保存しなさいと。それから、その過程におけるドキュメントであるとか、先ほど委員長から再現可能性という話もございましたが、いわゆるメタデータと呼ばれるものについても可能な限り保存しなさいというような形で取組を

進めているところでございます。また、この調査においてどういうふうになっているのかは部会の場で確認させていただきたいと思っております。

○宮川委員 はい。どうもありがとうございました。また部会で議論をさせていただけるとありがたいと思っております。

○西村委員長 私も気になったので、完全な紙データというのは、例えば昔だとマイクロフィルムにしたり、今だと画像ファイルにするのですが、そういうことは今やっていないのですか。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 PDF化して残しているものも、昔で言うマイクロ化して残しているものはありますが、多分、このような月次の調査ですと、入力作業をしてベリファイチェックをして入力漏れがないということが確認できれば、その後の電子データだけでチェックは進んでいく、審査も進んでいくということになるかと思っております。

○西村委員長 過去データについて全然やっていないのでしたっけ。要するにまだ廃棄処分されていない過去の紙データみたいなものは、今はほとんどないのですか。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 今は電子化されているものは永年保存というような形で進めています。

○西村委員長 はい。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。それでは、本件についてまとめたいと思っております。経済産業省生産動態統計調査については、今回、全面的に民間事業者を活用した調査方法に移行するという計画をしているということでしたが、本調査の調査結果は国民経済計算等幅広く利活用されています。このため部会審議では民間事業者の活用が結果精度に与える影響や効果等を十分に確認するようお願いしたいと思っております。では、本件については産業統計部会で御審議いただくこととし、その結果については本委員会に御報告いただくことしたいと思います。

この関連で1つお願いがあります。昨年6月の統計委員会では、私の名前、委員長名でQE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計のシームレス化の取組強化・加速の一環として経済産業省生産動態統計に関して検討を開始すると求めています。それを受けて国民経済計算体系的整備部会において、作業方針に関して整理が行われております。そして、その結果は7月の統計委員会において経済産業省生産動態統計に関して検証を進めた上で同統計の諮問・審議に間に合うよう国民経済計算体系的整備部会から産業統計部会へ情報提供すると報告されています。事務局からは所要の検討が着実に進んでいるという報告を受けていますが、国民経済計算体系的整備部会、産業統計部会の両部会では本件に関して適切に連携して今後のSNA改善に結び付けることが期待されていますので、それをお願いしたいと思います。なかなか難しい問題、難しい課題となりますが、そういう点を含めて河井部会長、そして宮川部会長、よろしく願いいたします。

ここで10分休憩したいと思います。休憩後の議事に関連のある統計幹事については、引き続き出席してください。休憩後は毎月勤労統計調査について審議をいたします。

(休 憩)

○西村委員長 それでは、再開することとして、次の議事に移ります。前回の統計委員会に引き続き、毎月勤労統計調査の事案について取り上げます。3月6日の統計委員会では、毎月勤労統計調査の不適切な事務処理の事案について、5名の統計委員会委員から厚生労働省に対し、統計技術的・学術的観点から情報提供を求める意見書が提出され、審議を行いました。審議結果を受けて、私から指示により事務局が厚生労働省に対し、統計委員会に対して情報提供の要望を作成し、3月11日に厚生労働省に送付いたしました。要望書の内容について、まず事務局から説明をお願いします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それでは、資料の4-1を御覧ください。私から説明させていただきます。ただ今、委員長からお話がありましたとおり、事務局が委員長の指示で作成いたしました情報提供の要望書というのがこちらでございます。これから申し上げる全ての点について、「次回開催の統計委員会」、つまり、本日の統計委員会から順次かつ可及的速やかに文書で回答されたいという要望でございます。

では、順番に御説明いたします。(1)東京都・500人以上の部分の復元についてです。まず、総論でございます。1番目、抽出調査では標本誤差が発生する上に無回答、標本の摩耗などの影響も生じるため、より適切な推計を行うには、これらのことを考慮に入れて推計する必要があることが委員意見書では指摘されています。毎月勤労統計調査における最も適切な推計・復元の在り方について厚生労働省はどう考えていますか、これが1番目でございます。2点目、平成16年1月からの抽出調査への切替えに先立ち、今の第1点目について、当時どのような検討が行われ、どのような設計に基づいて抽出が行われたのかを説明してください。

次に各論でございます。3番目は、平成16年以降において東京都・500人以上の標本誤差、誤差率を計算したことがありますか。あるいはその誤差率を構成する賃金や常用労働者の分散、双方の共分散などを示す統計量について計算・分析した事例はありますか。計算・分析事例並びに結果の評価について説明してください。4点目は非標本誤差の影響でございます。これについて分析・評価を行ったことがありますか。そうであれば分析結果と結果の評価を説明してください。更に、これを復元推計にどのように反映すべきか、これまでに検討した結果について説明してください。これが4点目でございます。5点目は、こうした標本誤差の影響が東京都における抽出調査の導入に影響があったのか説明をしてくださいということでございます。これがいわゆる抽出調査と復元推計に係る情報提供の要望でございます。

2番目、不適切処理の経緯についてでございます。総論の1番目です。統計委員会は、統計技術的・学術的側面から、今般の事案がどのような理由で行われたかを知り、それに基づいた再発防止策を考える責務を負っています。委員意見書では、そうした観点に立って監察委員会追加報告は、当事者がどういう統計技術的・学術的理由のもとに不適切処理を始め、それを継続したのか。あるいは総務省・統計委員会に隠して復元処理を始めたかについての分析も評価もなく、再発防止を考える際に必要な情報が著しく不足していると

指摘しているところです。当事者がどういう統計技術的・学術的理由のもとに不適切処理を始め、それを継続したのか、あるいは総務省・統計委員会に対して隠して復元処理を始めたかについて厚生労働省はどのように分析、評価していますか。

2番目です。監察委員会追加報告の9ページにおいて、「雇用・賃金福祉統計室長Fは、」中略ですが、「平成29年秋頃に適切な復元処理による影響を試算したが、その影響は大きいものではないと判断した」について、どのような根拠（試算）に基づいて判断したのか、試算内容も含め、詳しい情報を提供してください。

以上総論が2つございまして、次に各論でございます。監察委員会報告書24ページによると、雇用・賃金福祉統計室長Fは、「東京都の一部の事業所に関する復元処理による影響について、東京都分を的確に評価すると誤差は0.2%ポイント程度であり、正直、誤差の範囲内とっていた」と評価していた。これは再集計値における改定幅と比較するとかなりの過小評価です。当時、F室長の試算が過小評価となった理由は何か。4番目、復元処理の影響は、東京都分の復元処理による500人以上の賃金への直接的影響と過去の復元処理による500人以上の常用労働者数の増加を通じた間接的影響（ウエイト変更の要因）の2つの要因に分解できます。当時、F室長は、この2つの要因をきちんと認識し、正確に試算していたのかが重要です。すなわち、正しい情報で「影響は小さい」と誤った判断をしていたのか、それとも誤った情報で誤った判断をしていたのか、いずれに該当するのか、統計の正確な作成に向けた教訓として重要であるので、これらについて説明してください。

それから、3番目、再発防止策でございます。まず、総論の1番でございますけれども、委員意見書では、監察委員会追加報告は「今般の事案を統計技術的・学術的に考えた時の重大性に対する認識が不足しているように思われる。学術の世界でこのようなデータの不正やねつ造、盗作などがあれば、間違いなく学界から追放されることは、研究不正に対する最近の事案からも明らかである。それほどに重大な事案」であるとされておりますが、一方、国会審議では、そもそも監察委員会報告が提示した再発防止策は、統計技術的・学術的観点からまとめられたものではない旨の答弁がなされたと承知しています。監察委員会再発防止策について、そうした理解で正しいでしょうか。その理解が正しいとすると、委員意見書にあるとおり、再発防止全体で考えると「当然ながら再発防止策も本事案が学術的側面を多く含むことを勘案してなされるべきである」と指摘されているように、今後、統計技術的・学術的観点からも再発防止策を検討する必要があります。厚生労働省では、今般の事案は統計技術的・学術的に考えると、どのような問題があると考えますか。また、そのような観点からどのような再発防止策が必要となると考えますか。

以下、各論でございます。統計技術的・学術的観点からは、以下のような再発防止策が考えられますが、厚生労働省として、これらについてどう考えますか。次のページでございます。まず、1番目、個票データ及び集計関連情報など統計作成に必要となるデータの長期保存（過去の遡及推計の作成の障害にならないようにするとともに、第三者が推計結果を再現するために過不足のないデータ・情報の保存・提供を可能とする体制を確立する）。2番目、学界をはじめとする統計利用者の要望やニーズを把握し、迅速かつ適切に統計に反映する仕組み作り（利用者ニーズを無視した前例踏襲の統計作成を抜本的に改める、例

えば利用者から批判されてきた断層の縮小に向けた精度の改善の取組がしっかりとなされる仕組み作り<リスクテイクを嫌い、問題を先送りする組織体制・組織分化の一掃>が不可欠)。3番目、新しいニーズに迅速に対応できる統計システムの整備。4番目、統計技術的な観点を統計組織に定着させるための人事システムへの変更(毎月勤労統計調査の事案のように不適切な程度が深刻な場合、統計部門の最高幹部として、統計技術的な知見を有し、統計に関するリスク管理のできる高度な専門家を計画的に確保・育成するなど人事システム自体を変更)。

なお、監察委員会追加報告では8つの再発防止策を提言しています。これらの提言を可及的速やかに具体化し、できることから再発防止策を実行していく必要がありますが、現時点で厚生労働省において具体的にまとめたものはありますか。統計委員会点検検証部会における「点検検証の予備審査に向けた視点」を踏まえ、具体化についてどのように考えていますか、併せて情報提供をお願いいたします。ということで、具体的には2つでございまして、まず、提言された再発防止策の1番目の項目、調査設計、推計方法など詳細な調査内容の正確かつ迅速な公開では、毎月勤労統計調査の精度に関する情報を公開するなど、調査・集計方法の透明性を高めることや1月以降の統計委員会における説明や議論の結果を毎月勤労統計調査のホームページから公表することについてどう考えますか。

2番目、提言された2番目の項目、統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するための体制整備及び8番目の項目、開かれた組織への変革と外部チェック機能の導入を行う際には、学界において研究不正に対してきちんとしたチェック体制が構築されています。統計作成においても第三者が推計結果を再現できるのに過不足のないデータ・情報の保存と提供を行うこととセットで、同様の外部からのチェックの仕組みを取り入れるのが望ましいと思いますが、厚生労働省はどのように考えますか。

最後に、本稿において情報提供を要望している項目は、あくまで主なものであることを断っておきたいと思います。既に統計委員会の審議を通じて統計委員会から情報提供を求めている事項も含まれていますが、今後の統計委員会並びに点検検証部会での審議の中では、追加的な疑問点等も生じると予想されます。厚生労働省には、これまで不適切かつ不十分な情報提供を行ってきたことを真摯に反省し、統計委員会の求めに応じて誠実かつ正確な情報提供を求めます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本情報は、統計委員会において毎月勤労統計調査の精度向上を図るための審議を行う上で不可欠な情報であることから、厚生労働省は全ての項目について本日の統計委員会から順次かつ可及的速やかに文書で回答いただきたいと思います。

それでは、本要望書に対して厚生労働省から回答をお願いします。どうぞ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官(雇用・賃金福祉統計担当) では、資料4-2に基づきまして御回答させていただきます。3月11日付「統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」について、統計技術的・

学術的観点から現時点において提供できる情報を以下のとおり御報告いたします。

「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」では、事実関係と関係職員の動機、目的、認識等、さらに責任の所在の解明の観点等から検証が行われたものです。同委員会が1月22日に取りまとめた報告書及び2月27日に取りまとめた追加報告書に記載されているとおり、平成16年から平成29年までの間、東京都の規模500人以上の事業所について、全数調査としていたものを適切な手続きを踏むことなく抽出調査とした上で、適切な復元・推計のために必要なシステム改修を行っていなかったことが確認されています。これを踏まえて要望書の記載の項目については、厚生労働省として現在調査等を行っているところですが、現時点で提供できる情報は以下のとおりです。引き続き、できる限り速やかに調査等を進め、確認できたものから順次報告いたします。

(1) について、①ですけれども、毎月勤労統計調査は500人以上規模の事業所を除いて抽出調査であるため、標本誤差が発生しますが、非標本誤差についてはなるべく発生しないように、適切な無作為抽出を行った上で回収率の向上を目指すなど、標本の無作為性を確保した上で、標本理論に基づき適切に復元して推計することが最も重要であると考えています。具体的には、復元を行う際に、母集団労働者数と調査票上の労働者数の合計との比から算定される推計比率を乗じることにより推計を行っています。②平成16年調査において、どのような設計に基づいて抽出が行われたのかの記録等は確認されておりません。現在の標本設計においては、東京都の500人以上規模の事業所においても、30人から99人規模や100人から499人規模と同様に無作為抽出を行っており、当時も同様に無作為抽出を行っていたものと推測されます。

裏になりますけれども、③東京都の500人以上規模の事業所について、標本設計の過程において、誤差計算を行っております。④東京都の500人以上規模の事業所について、非標本誤差の影響を分析した記録等は確認されておりません。⑤東京都の500人以上規模の事業所について、平成16年1月調査以降、抽出調査に変更された理由としては、1月22日の報告書に記載のとおり、東京都に大規模事業所が集中し、数も増加していることから、全数調査にしくなくても、適切な復元処理がされる限り、統計としての精度が確保できると考えていたこと。一定の調査事業所総数の下で、中規模事業所の精度を向上させるため、その部分の抽出率を高める代わりに、負担軽減のために標本数が十分な大規模事業所を抽出に変更したこと。かねてより厚生労働省に寄せられていた都道府県や回答事業所からの負担軽減の要望に配慮したことなどが挙げられます。抽出調査に変更された理由として、御提示のような非標本誤差の影響があったことを示す根拠は確認されておりません。

(2) について、①から④について現在確認を行っているところであり、確認が取れ次第、回答します。(3) について、2月27日に取りまとめられた追加報告書においては、公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さ、幹部職員の公的統計に関する無関心、組織としてのガバナンスの欠如等が厳しく指摘されております。その上で再発防止策としては、厚生労働省の省内で取り組むことができる一案として、幹部職員も含めた統計の基本的知識の習得や意識改革の徹底、ガバナンスの強化を目的とした管理職を含めた研修の強化など8項目にわたる提案をいただいているところです。このため、まずは、追加報告書

への対応として、①統計に関する認識、リテラシーの向上、②統計業務の改善、③組織の改革とガバナンスの強化の3点を柱とする改革案の具体化に取り組むとともに、要望書の御指摘、統計委員会における再発防止策の御議論に適切に対応を検討していくことを通じて、再発防止策を検討してまいりたいと考えております。

また、ここにはまだ記載されておられませんけれども、先ほどの賃金構造基本統計調査に関する御議論でも御指摘のあった点も含めて、こうした、こちらでの御議論はしっかり受けとめて検討していきたいとは思っております。なお、本日の部分は、文書として回答できるのは以上の部分でございますけれども、まだ回答できておりません部分もありますし、現在、鋭意調べているところも含めてしっかり全ての項目に対して可及的速やかに文書で回答したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、御質問、御意見等ございますでしょうか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。1点教えていただきたいのですが、質問の(1)の各論の中の③のところですか。今、私が拝見している資料ですと資料4-2の厚生労働省の方の1枚紙のペーパーの裏側なのですが、この裏側の③のところには東京都の500人以上の事業所については、標本設計の過程において誤差計算を行っておりますと記載してありますが、これは、ここの根拠になった分散などの数字は出していただけるということなのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ここにつきましても、標本誤差自身を毎年年報等でお示ししているのですが、その作業の中でこの部分が入っている形にはなるのですが、この御要望の中で、後段に記載されているような部分についての、具体的には双方の共分散など、その標本誤差構造を示す統計量を計算、分析した事例等については確認はというか、そういうものは我々としては確認できていないという状況でございます。

○西村委員長 それですと、全然回答になっていないような気がするのですが。

○川崎委員 多分、全部合算した標本誤差の計算値の結果だと、ここの500人以上のところは検証できないということになるのですね。私は、それがないと検証できないという意味でここのところはお願したつもりでいたので、そこは残念ながら要望にマッチしていないと私は考えます。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません。結局、厚生労働省にはどのようなデータがあるのですか。実際のデータに基づいて東京都500人以上について、標本誤差を計算した結果が存在しているのでしょうか。何があって、何がないのかよく分からなくなりましたのですが。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 標本誤差に係る部分についてということ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 そうです。この③について、何を、結果をお持ちなのかというのを教えていただきたいのですが。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 実際の全体での計算の中でやっているもので、具体的にそのデータに基づいた計算という形では認識しているのですけれども、これが具体的な何が出ているのかというのを、お示しを求められているということかと思うのですけれども、そこまではまだ用意はできていないという形になります。

○西村委員長 用意ができていない。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 3年に1回、現在標本誤差を計算され公表されていると思うのですが、あれと同じペースのものがある。それとは全く別のものがある。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） それと同じベース。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 同じベースのもの。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 例えば直近、平成28年について、標準誤差率を計算したのものがあると思いますけれども、平成29年でしたか、それと同じもので、そこには公表されていないけれども、500人以上の標本誤差もあるということですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 直近というか、最近のものですとそれで見るとはできると考えております。

○西村委員長 それを出してほしいということなのですが。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それを過去に遡ってもあるということですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 過去に遡るかどうかは、ちょっと調べないと分かりません。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 厚生労働省は、大体3年に1回、7月の実際のデータを使って分散と共分散構造を計算して、それで標本誤差を計算されているわけですが、以前示していただいた、あの標本誤差の計算式に沿ってですね。それがあるということですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それが直近はあって、過去に遡れるかどうかは、まだ確認中であると。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。そういうことになります。

○西村委員長 どうぞ。

○川崎委員 それであれば、直近のものでも取りあえずはいいですので、是非見てみたいと思います。要するに何を思っているかということ、500人以上のところというのは、かなり特殊な上限がない規模ですので、その扱いというのは結構難しいところがある。その分散はきちんとしておきたいということです。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。了解いたしました。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。正直言って、評価できないというのが基本的な

ところで、事務局からの要望送付から1週間しかないということで、やむを得ないという点はあるとは思いますが。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 もう1点、いいですか。

○西村委員長 はい。どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません。度々事務局から申し訳ありません。裏側の⑤、これは前々から1月22日の監察委員会報告書にそう記載してあるので承知しているのですが、東京都では、大規模事業所が集中しているので、全数調査しなくても精度が確保できるということ。それから、中規模事業所の精度を向上させるために、その分、抽出を高めるとよいということについては、定量的に当時検討されてこの結果が導き出されているのでしょうか。それともそうではないのでしょうか。元々委員の意見書の意味はまずここなのですよ。ここにこういうふうに記載されている以上、これが定量的な検討によってなされていたのか、それとも何かそうでないのか、どういう検討がなされたのかを知りたいということであったのではないかと思いますので、その辺について、もし分かっていることがあればお答えいただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 申し訳ありませんが、現時点で答えるべきものは持ち合わせておりませんので、そこは今の御指摘を踏まえて引き続き御報告するような形で考えたいと思います。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 分かりました。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。私が途中まで言ってしまったのですが、事務局からの要望の送付から1週間しか経過していませんのでやむを得ない面はあるとは思いますが、回答になっていないと言わざるを得ないところはあります。仕方が無いですけども、差し戻しということにせざるを――要するにこれは回答ではないので、回答に至る中間報告の更なる中間報告というふうに捉えざるを得ないので、今後、同じようにできる限り速やかに調査を進めて、確認できたものから順次報告していただきたいと思います。特に私が気になっているのは、(3)についてですが、ここに記載してあることは、回答にも何にもなっていないくて、全ての項目について全く、ほとんど関係ないことが記載してあるのですよね。質問に関して。だから、ここに関しては一番重要なところですので、きちんと物の考え方、それから、具体的な内容、つまり、総論、各論それぞれについてきちんとした、それも統計技術的・学術的な形での回答をお願いしたい。回答ができないのでしたら、検討会でも何でも開いていただいて結構ですので、きちんとした回答をお願いしたい。

重要な点はどういうことかということ、厚生労働省の中でいろいろなことを考えておられるのは結構なのですが、事はいろいろな意味で1つの組織で考えられるものについては、いろいろな限界が生じてしまっているということを考えていただいて、そして、中立的でかつ専門的な見方ができる人なりを糾合するような形で、きちんとした回答をしていただきたい。そうしないと統計委員会としては、これ以上進むことができないという形になって、この改革そのものができなくなってしまうというような状況になってしまうというのを非常に懸念しています。ですので、残念ながらこれを回答として統計委員会は、認めることはできません。統計委員会としては、これは今後の回答に至る1つのステップである

という、非常に小さなステップであるというふうに解釈いたしますので、今後、もう一度、4月以降もありますので、何度も検討していただいて、きちんとした、こちらが納得できるような回答をいただきたい。統計委員会が聞いていることは、無理なことを聞いているわけではなくて、できないというか、存在していないというのは存在していないでいいですし、そのような事実関係を明確にしなければいけません。

それから、できれば、存在していない場合には、その存在していないということをリカバーというか、この次の後で遡及推計の話がありますけれども、そのような形で、存在していないとしても、それをカバーできるような何か追加的な情報があれば、それが将来の統計を改革するときに非常に重要になりますので、そのような情報を真摯に提供していただきたいということです。

○宮川委員 よろしいですか。

○西村委員長 はい。どうぞ。

○宮川委員 先ほどのやりとりなのですけれども、多分、聞きたかったことは、恐らく平成16年時点で、東京都で500人以上の規模の事業所について、ある一定の一部について抽出を行った、その際にいろいろと言われてはいますが、精度の確保ができると考えていたということを言われているわけですが、その精度の確保というのは何かということ恐らく③とか④できっちりお持ちなのかどうかということ聞かれているのだと私は理解しています。つまり、これがその川崎委員がおっしゃっているようなことがきっちり過去に遡ってできないと、⑤の部分の根拠が非常に薄い。⑤の部分の根拠が非常に薄いということは、もう1回再発防止についても、どうしていわゆるきちんとした精度の計算ができなかったのか。また精度の計算をする体制というのは一体どうなっているのかということにも関わってくるということなのだろうと思うのですね。そういうことも踏まえて今、委員長がおっしゃったようなきっちりとした資料を出していただきたいということなのではないかなと私は思っているのですけれども。

○西村委員長 いかがですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。そのような形で受けとめて、きちんとした資料を出すように調査とその整理をさせていただきたいと思います。

○西村委員長 ほかに追加的に御質問等はないでしょうか。それでは、簡潔にまとめたいと思います。本日の説明は、要望事項のうちのごく一部の項目に対して、ごく一部の検討にとどまっています。事務局からの要望の送付から1週間しか経過していない。正にこれはそのとおりなので、やむを得ないというところはあると思います。しかし、やはり不十分である。物足りないという以上に不十分であるという思いがありますので、実質的には差し戻しという形にせざるを得ないと思っています。5名の委員の意見書についての審議結果を受けて作成された厚生労働省の情報提供の要望は、東京都500人以上部分における調査方法や復元方法は、どのようにするのが望ましいのか、それから、過去における不適切な処理において適切な分析結果に基づき、毎月勤労統計調査担当部署が判断をしていたのか。

それから、3番目に今回の事案を受けてどのような再発防止策が適切なのかといった重要な検討ポイントが含まれています。これは単に過去の事案を振り返るだけではなくて、今後の毎月勤労統計調査の精度改善に向けて厚生労働省として何をなすべきか。よい統計を作るためにどのような組織の体制を構築すべきなどの点について考えるときに大きなヒントが含まれているはずです。厚生労働省は今日の議論を十分に咀嚼して、しっかりとした回答案を次回もしくは次回以降でもいいですので、統計委員会に報告するようにお願いしたいと思います。可及的速やかに部分、部分でもいいですから、報告をするようにお願いしたいと思います。そういう形によって初めて我々としては、きちんとした統計委員会としてのマンデートを達成するということが、それで可能になるわけです。

このほか、1月と2月の統計委員会では、厚生労働省からの情報提供を受けつつ、委員から出された質問や意見に基づき、毎月勤労統計調査の事案について審議を行ってまいりました。また、3月6日の統計委員会では、平成30年以降、すなわち現行の標本設計や抽出方法の仕組み、本系列や共通事業所系列の復元推計の具体的な計算式などの各種計数の算出方法について、厚生労働省から情報提供を受けました。一連の議論においては、平成16年から平成23年までの遡及推計について、各委員からその実現について強い要望が出されました。これは委員からというよりは、統計委員会からその実現に向けて強い要望が出されました。この点については、平成16年から平成23年までの遡及推計において、不足しているデータについての検討が重要であるということが分かってきたわけです。まず、平成16年から平成23年までの遡及推計において、不足しているデータに関する検討結果と、これまでの委員会で委員から提出された、そのような問題を克服することについての意見に対する報告を厚生労働省からお願いします。

さらに、これまでの統計委員会において、委員から毎月勤労統計調査の事案について出された質問、具体的には①3月6日の統計委員会で説明ができなかった抽出事業所、労働者数などに関する追加の情報、②北村委員からの質問「調査票回収率を地域別・規模別・産業別での時系列推移を出すこと」。それから、③野呂委員からの質問「平成30年1月の断層の要因分解について、従来公表値と再集計値の乖離についての追加の分析」、④関根委員から提出された質問「母集団労働者数の計算式、常用雇用指数の算出式」についても併せて厚生労働省から御報告をお願いします。よろしくをお願いします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。では、ただ今、御指摘のありました点につきまして、資料4-3に基づいて御説明させていただきたいと思います。まずは、現時点での抽出の事業所数等につきまして、前回、3月6日のときに不足だった部分を追加で、資料を用意させていただきました。最初の平成30年時点の抽出事業所数につきましては、これは3月6日に提出したものと同じでございます。500人以上から規模ごとに並んでおりまして、めくっていただきますと、その後、次が8ページからが母集団の事業所数になりますけれども、これも3月6日に提出させていただいたものを規模別で再度提出させていただいております。

それで、続きまして14ページからになりますけれども、ここからが平成30年抽出の抽出労働者数で前回、提出できていなかったもので、これも規模別に500人以上から順次出させ

ていただいているものでございます。それから、同じように20ページからになりますけれども、それに当たります平成30年抽出時点での母集団労働者数、これも規模別に並べたものを資料とさせていただきます。ここまでが平成30年でございまして、次に、26ページからは今回が平成30年1月時点の入替えが2分の1の回、ローテーションサンプリングに向かう経過措置的な2分の1入替えでございますけれども、その時点で入れ替わらず残る部分の継続している事業所、これらにつきましては平成27年に抽出したものですので、それについての事業所数を継続事業所として、ここからは提示させていただきます。

これも規模別に抽出事業所数という形で、規模別に出させていただきます。次に32ページからは、その基となった母集団事業所数で、平成27年時点の母集団事業所数ということで、これは1月30日に資料として出させていただいた部分の抜粋という形で、そのときのものを出させていただきます。これが母集団の事業所数になりますけれども、続きまして38ページのところが、今度は同じ平成27年抽出の継続事業所における労働者数で500人以上から並べております。併せまして、次が44ページからになりますけれども、今度は平成27年抽出の継続事業所の基となっている母集団労働者数で1月30日、これも同じ1月30日に出させていただいたものの抜粋という形で用意させていただきました。これが現在の調査対象となっている部分の基本データで、49ページまで資料として出させていただきます。

続きまして、先ほど委員長からお話がありました部分の、要請されておりましたものの中で都道府県別の提出率でございます。これにつきましては、平成29年分を提出しておりますけれども、時系列ということで過去2年分に戻ったものを用意させていただきました。御覧いただくような形で、全国平均でいきますと横ばいというか、やや下がっている傾向はありますけれども、まず、都道府県で見ると少し動きのあるところもあるのかなというものがありますけれども、全体的に低いところと高いところは、傾向的には同じようなところであると見て取れるのかなと思っております。

併せまして、次のページ、51ページになりますけれども、今度は産業別、規模別の提出率というもので、クロスで縦に産業を並べて、横に規模別であります。規模感で結構差があるのですが、製造業とか旧来型の電気・ガスとか、旧来型の高一方で、MとかNとか、サービス系の部分が低くなっているというものがありますけれども、ただ、これは規模別に見ると結構、やはり調査員調査になっております第2種事業所でありまして5人から29人のところは総じて高いのですが、そうでない部分が低くなっておりまして、先ほど申しましたサービスの低さというのは、全般的に30人以上の部分が低くなっているのですが、規模の大きいところが特に低いという形が見て取れるというのがこの資料の数字かなと考えております。

それから、次は野呂委員からお話のありました分析、要因分析のところでございます。これは前回まで出させていただいたものは、縦に3行ありますけれども、1行目と3行目という形で、再集計値の要因分解という形と従来公表値での要因分解という形になりまして、その数字はお示ししていたのですが、今回、これを整理いたしまして、構成比Rというのと平均賃金Wという形で示しているわけですが、再集計値と従来公表

表値を考えた場合、これはどちらもRとWがあるのですけれども、ただ、実際、従来の公表値は適切に復元できていなかったという意味では、RとWが違うものであったという形になろうかと思えますので、ここはあえて、そこを分けた形で、従来公表値の部分についてはハットを付けた形で、Rハット、Wハットという形にしました。

その場合にこの復元していなかったことの影響というのは、再集計値をしたことの変化というのは、この縦に動いているわけですので、その部分の式を入れさせていただいておりまして、そうするとベンチマーク部分とサンプル入替えの部分で、それぞれのところで、その縦の引き算が出てくるという形になるのですけれども、ここで数字としてベンチマークの部分について、再集計による変化がマイナス824円という形で、一方でサンプルのところは42円という形で少し違った形に出てきているところは、この式を御覧いただくとなるのですけれども、RハットからRに動く部分とWハットからWの部分、両方の要素が組み込まれた形の数字になりますので、それらが相互でどういうふうな関係性というか、動きになるかということによって少し数字の出方も効いてくるのかなと思います。ただ、全体的な大きさからいきますと、今回の復元をしなかった影響というのは、ベンチマークのところにより適切でなかった部分の影響は出ていたと読み取れるのかなという形で整理させていただきましたものです。

続きまして53ページでございますけれども、これは関根委員からお話のありました、一般的には、この53ページの一番下にありますEです。母集団労働者数という部分について、これはどういうふうな計算式になっているのかというお話でございましたので、ほかの部分も含めて、①のところは産業規模別の平均値の出し方という形で、それを産業計、あるいは規模計という形に作っていくときに、この母集団労働者数に戻していく推計比率というのを使うという形のこのEの考え方でございます。その式自身は次の54ページに記載しております。これ自身が実際の調査労働者数という形で母集団として出すわけのものでございますけれども、実際どういうふうな作り方をしていくかというところが次の55ページの雇用保険データと毎月勤労統計調査データを使って補正していくというものでございます。

ですから、 E_1 の定義という形で上の部分で出しておりますけれども、これが次の④のところでの推計方法という形で、 E_1 から雇用保険データの修正と毎月勤労統計調査データの規模間の移動等に係る部分、2つの部分の補正をやって E_0 を出していくという形があります。この式自身は遡及推計の雇用保険データのときに示させていただいた式と基本的に同じ流れになっていますので、下の Δx と Δy の定義を記載しておりますけれども、その部分は前回お示したものと同一ような形になりますけれども、そういう定義をすることによって前月の調査の本月末推計労働者数から当月調査における母集団労働者数を作っているという意味合いのものでございます。

ちなみに、次のページのところは、もう一つ御質問がありました常用雇用指数の作成方法でインディケーターという形のEの式を記載しておりますけれども、これは基本的にこの毎月勤労統計調査における指数の作り方ということで、基準年に対しての比率で計算していますという整理でございます。

以上が委員の方々から御質問いただいていた部分の回答でございまして、次の57ページからが遡った推計のための不足しているデータに対する、関係する部分でございまして。これにつきましては、58ページは3点の部分ですけれども、その中でまず59ページのところが、前回御指摘のありました平成19年1月分の調査の旧対象事業所分の個票データで、①、②という形で東京都における回答事業所の賃金総額、あるいは前月末と今月末の調査労働者数のデータがあるかどうか。なければ東京都の方にも保有していないか確認が必要ということで御指導を受けたものですけれども、まず下の矢印のところが、その結果でございまして、毎月勤労統計調査のオンラインにはそういうデータが保存されていなかったということが分かっております。都道府県別の集計値も持っていないということです。

それから、東京都の方にもこのデータ、あるいはこのデータに係るような何か計算途中のものもないかという形で確認させていただいたのですけれども、残念ながらないということで、東京都の保有しているデータは何があるかということになりますと、平成19年1月の旧対象事業所分の集計値は公表データのみという回答をいただきました。具体的には次のページにございますような形で、この公表しているデータ、産業もある程度くくりの大きい形になりますけれども、それについてのデータというものはあるということで、特に500人以上につきましては、大分類のみというふうな形になっているという回答でございました。

それから、②の平成21年の抽出替え時点の産業分類変更のための資料で、今回は毎月勤労統計調査における表章産業について、平成22年以降の新産業分類と平成21年以前の表章、旧産業分類とでつながりがどうかという形のものをお示ししております。記号を付けておりますけれども、横で新と旧を見るわけですけれども、二重丸は完全に対応するもの、それからあと、労働者ベースで変動が0.1%以内、ほぼ合うものを丸、以下1%以内の変動、3%以内の変動を三角、黒三角という形、そしてその他をバツという形でやっておりますけれども、バツの部分は、KとかLとかという形の第3次産業の部分で出てきておまして、これらの部分の労働者シェアというのを計算したのが下の矢印のところですが、約23%、大分類のベースになりますと23%という数字になっているというものでございます。

次のページが、中分類ベースでございまして、これについても二重丸からバツまでのものを示しております。これは62と63ページの2ページにわたるものでございますけれども、これについても同じように中分類ベースで計算しますと3%を超えるものというのが約26%あったというものでございました。

あと、御参考までに小分類ベースも示しておりますけれども、ここは一部のものだけを出しているという形になりますけれども、それを示したものです。一部というのは、小産業分類が一部だけですので、その部分について示させていただいたというものでございます。それから、最後に③につきまして雇用保険データです。これは前回示していただいた資料を具体的に、これはこういうふうな形になるというのは確認しておりますので、66ページは前回お示した形ですけれども、これは実は先ほどお示した関根委員の式と同じになりますけれども、そういう漸化式を基に解くと下のような形になるというもので、

これについて実際にシステムの中から、これらのデータを取り出して再現するという形で今検証しているという状況でございます。

イメージという形で67ページにそのものを作らせていただきました。右側がこの上に示している式なのですが、左側が実際のコンピュータの中で、システムの中で動くイメージでございまして、本月末推計労働者数というのを E_{1i} のJという形であったときに、それを雇用保険データで、 Δx で補正いたします。補正した後に、今度は Δy という形で毎月勤労統計調査のデータで補正したものが翌月調査の母集団労働者数になるということは、 E_{0i} のJという形になる。これをまたこの上に戻して行って、順次グルグル回していくという形になりますので、このプログラムを回す中で E_{1i} のJというのと E_{0i} のJというの、そして Δy というのを拾っていくことによって、 Δx_{ij} を順次出していくというふうにシステムを回して、これもIとJ、それぞれについて、かつ各月について回していくという形で計算ができるものと思いますので、それに向けた作業を今進めているという状況でございます。

当方からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告に引き続き、平成16年から平成23年までのこの遡及推計における不足しているデータに関して、事実関係並びに委員から出された論点を事務局に整理、分析するように指示していたところですが、その結果についても御報告をお願いします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 では、資料4-4を御覧ください。時間も限られておりますので、かいつまんで説明させていただきます。1ページおめくりいただきまして、元々データ不足の問題は2ページに記載してありますとおり、3つの問題、つまり、①平成19年1月調査分の旧対象事業所分のデータがない。②新産業分類変更のための資料がないので抽出率逆数表が作れない。③平成22年以前の雇用保険のデータ、この3つでございました。

ページをおめくりいただきまして、まず1点目の平成19年1月の旧事業所ベースの賃金のデータでございますけれども、4ページに記載してありますとおり、東京都、この赤で記載してあります東京都における回答事業所の賃金総額と東京都における前月末と今月末の調査労働者数のデータがないかということでございまして、下の青に記載してありますとおり、これが毎月勤労統計調査システムにないか、あるいは東京都がお持ちでないかということの確認が必要ということですが、ただ今、厚生労働省の方からそれはなかったということでございます。

それに関連する委員の意見としては、①はやりましたので②です。新事業所データと旧事業所データが活用できるのではないか。具体的には抽出率は1、全数調査の産業はございますので、そういうものは、新事業所データは旧事業所のデータと一緒にはないかということについて確認してほしいということがございました。6ページ目、データがないということでございますので、代替データということで、先ほど厚生労働省からもございましたが、東京都のホームページにおける公表データの活用というのが考えられるであろうということです。東京都のホームページでは、東京都における500人以上事業所の平均賃金

の月次データが、調査産業計並びに産業大分類別、下の7ページのような形式で公表されていますので、当然、平均賃金の平成19年の旧対象事業所分を利用することは可能ということですが、

ただ、東京都における前月末、本月末の調査労働者数はありませんが、1か月前の調査票情報はあります。それから、平成19年1月の新対象事業所の調査票情報はありますので、ここから何か推計することが必要ではないかということでもあります。また、これは大分類までですから、製造業、中分類など詳細ケースの係数をどうするか要検討でございまして、先ほど委員からの御指摘もありましたように抽出率1の産業は変わらないという情報を使ってどこまで推計できるかということを考える必要があるということだと思えます。

2点目でございます。9ページ目以降、10ページ目を御覧ください。毎月勤労統計調査の復元推計は、こういう2段階の推計になっていることは前回示させていただきましたけれども、厚生労働省からより分かりやすい資料が出ましたので、もう一度整理させていただきました。まず、抽出率の逆数による復元というのは、東京都と東京都以外、10ページ目ですが、46道府県との抽出率の違いを反映された事業数ベースの復元であります。これは平成30年1月から新たに導入されたものですので、再集計においては平成24年以降については遡及して反映されていますが、500人以上は平成16年1月から平成23年12月まで、30人から499人は、この異なる抽出率を反映させるようになった平成21年1月から平成23年12月まで遡及反映する必要があるということでございます。推計比率による復元というのは、これは事業所当たりの労働者数の違いや回収率が100%ではないというのを反映させた労働者数のベースの復元ですが、これは都道府県別に労働者数データが月次でありませんので、全国一律の復元をしているということですが、これは前からやっているということでございます。この抽出率逆数の復元をやっていないものを何とかしなければいけないということでございます。

11ページ目、前回説明いたしましたけれども、そこで組替えデータがないということが問題でございました。委員からの意見として12から13ページ目に様々ございますが、今日、ここでは、新産業分類と旧産業分類の連続性はどの程度あるのかを明らかにしてほしいということについて事務局で検討いたしました。②以降についてはまた事務局として未検討ということでございます。厚生労働省からお返しをいただきたいと思っています。

14ページ目を御覧ください。この連続性の検討につきましては、前回、各事業所規模について、各産業分類を14ページの青と赤で記載しているところですが、新旧の産業分類の範囲がほぼ同一であるとみなせる産業。それから、新旧の産業分類の範囲は異なるが、組替え対象となる産業は、いずれも抽出率が同一である産業、この①、②は実際には平成21年時点の旧産業分類の抽出率をそのまま新産業分類で抽出率として利用できることとなります。一方、赤、新旧の産業分類は異なり、かつ組替え対象となる産業の抽出率が同じではない産業については、組替えて抽出率を新たに推計しないといけないということでございます。ですので、この①、②、③に属する産業がどの程度あるのかということについて検討する必要があるということでございます。今回は500人以上の東京都について検討したということでございます。

先ほど厚生労働省から説明がありましたけれども、新旧の産業分類の定義がほぼ同一とみなせる産業というのは、この15ページにありますとおり、平成22年1月に厚生労働省が毎月勤労統計調査の表章産業の変更の取り扱いで、あまり定義が変わっていないものはそのまま計数をつなぎましょうということをやっています、その際の基準が、当該産業において常用労働者数の新旧間の変動が3%以内に収まるかどうかということでした。その条件に当てはまるものをそうしましょうということで①とします。②ですが、新旧の産業分類の範囲は異なるわけですが、組替え対象となる産業は、いずれも抽出率が同一である産業でございます。そうであれば何も、そのまま使える。典型的な例として下に記載してございますけれども、飲食、宿泊業、それから、小売業の組替えというのが行われました。

毎月勤労統計調査の中では飲食、宿泊業を分離して宿泊業を作り出して、それからもう一つ、その他の宿泊業、飲食サービスという、青と赤に分けたわけですが、その赤の中に小売業から持ち帰り飲食サービス業と配達飲食サービス業を持っています。小売業は、持ち帰り配達飲食サービス業を抜いたものが、残りが小売業になって緑になっています。幸いにも、いずれもこれは2分の1ですので、組替え後も全部2分の1になる。そのようなものは大丈夫であるということでございます。そのような考えで分類したのが16ページでございます、抽出率逆数表には41産業を記載してあります。大分類だったり、中分類だったり、小分類だったりいろいろあるのですが、この3つのタイプに分類いたしますと、まず新旧の産業分類が、定義がほぼ同一とみなせる産業は25産業ありまして、労働者数シェアで65%でした。該当する産業は右に掲げられたとおりでございます。

それから、2番目、抽出率が同一であるので大丈夫だという産業は13産業ありまして、労働者数シェアで27%です。38産業、92%は大丈夫なので、残りは3産業、8%です。要は組替えによる抽出率の推計が必要なものでございますが、具体的には17ページに記載してあるとおり3つの産業です。つまり、化学工業は抽出率2分の1、石油石炭製品は全数です。そうしたら、統合したら何になるのかは、これは考えないといけません。それから、一般機械2分の1、それから、精密機械は全数、この2つの産業から業務用機械になりましたけれども、新しい抽出率をどうするか。それから、学術・開発研究機関が3分の1、専門サービス業2分の1、広告業全数、技術サービス業2分の1で学術・専門、技術サービス業は幾らになるかということでもあります。

ここで組み替えるために例の指定予定事業所名簿が要するという議論になっているのですが、実は当該3産業における母集団事業所数はかなり少なくなっています。例えばこれは平成27年の数字しか出ていないので分からないわけですが、過去に遡っても、そう大きな変化はないと思います。東京都500人以上の母集団事業所数は化学工業、石油石炭製品は18事業所しかありません。それから、業務用機械は7事業所しかないわけですね。学術研究・専門・技術サービス業は、もう少し多くて59事業所あります。確かに指定予定事業所名簿はないと困るのですが、数えられる程度しかない場合には、それを復元することがある程度類推によって可能ではないか。これは今後個別検討する必要があるわけですが、少なくとも化学工業や業務用機械では、その可能性は結構あるということだと思います。ただ、東京都、東京以外46道府県における30人～99人、100人～499人についても、これと同じこ

とをする必要がありますので、更なる検討課題は残っているということでございます。

最後でございますが、22ページで例の雇用保険データの逆算ですが、これは先ほど厚生労働省の方から逆算できるという御返答をいただきましたので、これについては問題は解決したという認識でございます。

事務局からは以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 厚生労働省と統計委員会担当室から御報告いただきまして、どうもありがとうございました。だんだんと復元に当たっての論点が明確になってきているとは思いますので、厚生労働省、統計委員会担当室には非常に感謝したいと思っております。その上でなのですけれども、いわゆる平成19年1月調査分の共通の事業所がなかなか見当たらないという点について、抽出率が変わらないものについては連続性があるのではないかということも私も言いましたし、いまだにその点、ありませんというだけでは納得がいきません。そうした場合に、これ、ギャップ率の計算がなかなかできないということがこの問題だと思うのですが、先ほど統計委員会担当室からあったように、例えば別に抽出率が1だとか、共通のものをつなぎ合わせたときのギャップ率というのは大体どれぐらいになるのか。

また、そういうでき得るものでのシェアというのはどれぐらいなのか、残るシェアは、例えば2のところでは統計委員会担当室が新旧産業分類の結果、92%ぐらいまで組替えは不要だというようなところも計算をされています。そのようなこのギャップを計算するときには何%のところまでは一応、計算ができて、残りはどれぐらいの課題があるのかということまではきちんと見せていただく必要があるのではないかと思います。その上でやっぱり、統計委員会なり、統計委員会担当室と一緒に検討するということが必要なのではないのでしょうか。

最後に、ここで、資料の4-3でデータがありませんと言っているわけですが、先ほどもどういう形でデータを保存しますかという話があったわけです。例えばシステム更改で平成21年以前分の調査票情報及び調査票積み上げデータは保持していないとか、こういう問題は非常に考えられないというか、先ほども委員長から再現可能性とかということもありましたけれども、統計担当部署としては考えられないようなデータの保存の仕方ではないかと思います。ここでの議題とは関係ありませんが、再発防止策のところにもこういう問題はやはり考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。関根委員、どうぞ。

○関根委員 どうもありがとうございました。先ほど委員長からも透明性の確保という話がありましたが、指数算出式をこういう形で記載していただけると非常に分かりやすく、透明性が大分増したのではないかと評価している次第であります。

その上でなのですけれども、こういう形でお示しいただきますと新たな疑問も湧いてし

まうということで申し訳ございませんが、55ページで追加の質問です。先ほどから雇用保険で問題になっているこの式で計算していること自体は了解いたしました。ただ、この式をずっと眺めてみると、何でこんなことをやっているのだろうというそもそもの疑問が湧いてきます。補正の適用度合いで0.5という数字を使っているということは、透明性の確保から非常に重要なので、是非どこかで、ホームページ上でも見せていただきたいと思いますが、どこからこの0.5が来たのか、賃金の遡及に比べれば重要性が低いですので、何もこの場ではなくどこか別途の機会が結構ですので、御説明いただければと思います。

それと併せて、一連の式を記載していただいたことによって非常にクリアになったのですが、一方で自分の頭の中でよく分からないことがもう一つ出てきています。ベンチマーク修正がこの指数算出式の中でどのように適用されるのだろうかという疑問です。私の理解では、平成21年センサスと平成26年センサスのベンチマーク修正というのがあると思うのですが、それがどのようにこの式の中で適用されていき、その結果、多分、このEのところに影響するはずなのですが、そのEが常用労働者数と賃金の計算式の中でどういうふうに適用されていくのか。その辺について、もう少し詳しく説明していただけると、更に分かりやすくなるのではないかと思います。

なぜこうしたことを質問しているかなのですけれども、常用労働者数の系列を見てみると、我々ユーザーサイドから見ていると不思議なことが起こってまして、平成29年までは大体2%ぐらいの伸び率だったのが平成30年になると1%ぐらいになって、平成31年の1月ではまた2%に戻る。平成30年1年間だけ何か断層があるような形に見えるのですけれども、これがこのような式の中でどういうところから来るのかなというのがそもそもの疑問であります。ユーザーサイドとしては、賃金もちろん大変重要なのですが、労働者数のところも大変重要ですので、そのようなところの理解の一助になれば大変助かるかなと思った次第であります。

私からは以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかにありますか。会場は時間制限がありまして、もうほとんど時間制限いっぱい近づいてきているので、そろそろまとめたいと思います。と言いながら、私も質問がありますのでお願いしたいのですが、統計委員会担当室の資料4-4を見ますと、これまでの統計委員会での委員から提出された意見のうち、(1)の平成19年1月の旧事業所については、5ページに規定されているわけですが、それで、平成19年1月調査分の旧対象事業所分の集計データの存在の確認というのは、今回、クリアされたわけですが、新事業所、旧事業所として活用できるという意見があったわけですが、これについて何か返答できることはありますか。今。もしなければ後でいいですけれども。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） すみません、後日回答させていただければと思います。

○西村委員長 2番目は、新産業分類への変更において抽出率の逆数表については、12ページから13ページで5つの意見があるわけですが、ここについてはいかがでしょうか。特に30人から499人の事業所については、東京都と東京都以外で抽出率が異なる産業のインパ

クトがどの程度あるかということを試算してほしいというものがあったのですが、これは今後の検討において重要だと思いますが、これについてもいかがですか。これについても同じ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） そうですね。

○西村委員長 次ですね。はい。分かりました。

ありがとうございました。幾つかすみません、川崎委員。

○川崎委員 1点だけ手短かに申し上げますが、先ほどの関根委員の御質問とも関係するのですが、55ページのベンチマークの数字の補正です。これが実は先ほど御指摘のあった一番下の0.5で設定というのが、実は私も非常に疑問に思っております。この話は、実は過去の遡及の問題だけではなくて、現在の推計でもこれ、月々改定されているわけなので、実はベンチマーク改定のときにこれを伸ばした数字と、その新しいベンチマークがどれだけ実際ギャップがあるかって、生のベンチマークそのものの数字というのをこれから我々ウォッチしていく必要があると思うのですね。そういう意味で、このところは目に見える形で少し表を出していただくようなことを今後していただいたらどうかと思っております。

○西村委員長 すみません、時間も押しているのですけれども、0.5の根拠って何でしたかしら。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） すみません、それも手元にはありませんけれども、0.5という数字自身を見ると一定の割り切りだったのではないかと想像はいたします。

○西村委員長 それからあと、今、川崎委員からあったように実際の動き、数字程度のこととも出していただくというようなことは今後考えていただきたいと思っております。

今回の統計委員会では、厚生労働省から、私としては非常に前向きな検討結果が得られたと理解しています。特に平成22年以前の雇用保険データについては、具体的な計算式・手順が提示されており、データ不足の解消に向けて道筋が明確に提示されたと思っております。これは非常に重要な点です。さらに統計委員会担当室においても、より具体的な検討結果が提示されたことから、統計委員会における議論が有意義なものになっていると感じております。したがって、平成16年から平成23年までの遡及推計については、かなりの前進が見られたと評価できると思っております。

もちろん、遡及推計が可能であると判断するためには、まだ解決すべき論点・課題が少なからず残されていることも確かです。引き続き厚生労働省におかれては、しっかり検討を進めていってください。統計委員会担当室においても、統計委員会での議論に資する分析・論点整理を続けて行い、報告するようお願いいたします。今回の遡及に関してのものは、私は非常に高く評価しています。ただし、これ以降に関しても同じような形で、きちんとした形で出していただきたい。

それからもう一つは、やっぱり透明性が高くなったので、逆にここに出てきたいろいろなものというのは、何かの加工をしてもいいのですが、早い段階でやっぱり厚生労働省のホームページに載せるというような形にしていただくと、ユーザーにとって非常にいいと

ということと、それから、厚生労働省のデータに関しての世間に対するクレディビリティ（信頼性）が高まりますので、そういう形で至急検討をお願いしたいと思います。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○**櫻川総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきまして、別途御連絡いたします。

○**西村委員長** 以上をもちまして、第134回統計委員会を終了いたします。